

◎議 事 日 程（第3号）

令和4年12月7日（水曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君		

◎欠 席 議 員（1名）

18番 竹 村 仁 司 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	人 見 英 樹 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	三 輪 進一郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	杉 本 昌 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

18番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで御報告いたします。本日、開会前に報道機関より撮影を許可されたい旨の申出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問の順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位8番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で一般質問を始めます。

11月5日に、愛西市の施設である佐屋保健センターにて、新型コロナウイルスワクチン接種後に……。

〔「佐織」の声あり〕

愛西市の佐織保健センターにおける新型コロナウイルスワクチン接種後に、愛西市の市民が急逝されるという悲しく重大な案件が発生いたしました。明日もあさっても生き続けたいと思い、生きようと自己に降りかかる危機と闘い、急逝されてしまいました。ここに御冥福をお祈りするとともに哀悼の意を表します。また、御遺族の皆様に対して心からのお悔やみを申し上げます。

悲しく重大な事案が発生したことに対して、本来市民の命を守る愛西市として、市民の命を奪ってしまったというこの危機をどう乗り越えるのか、市民の安全・安心を取り戻していくのかが今問われているのではないのでしょうか。市民の命を守らなければならない、市は原因究明を行うこと、市が率先して行動することが求められています。

民間企業では、初期対応の間違いや隠蔽などによって企業が倒産まで行きます。社長が陣頭指揮を執るなど、危機管理には特別な体制を取るのが民間企業の在り方であります。

さて、愛西市の危機管理はどのような状況であったのか、適切であったのか、これを検証するために今現在まで11月5日以降愛西市が行ってきたこと、時系列で確認をいたします。遺族

の方や国・県、また取材対応、医師会など、対応とした日時とその職員などについての報告を  
求めるものであります。

また、その後設置された委員会等があればお伺いをします。

11月6日に集団接種が続けて行われました。このことについても非常に疑問に思うところで  
あります。5日に亡くなられ、そして11月6日に行われる、本当に大丈夫であったのだろうか、  
本当に信じ難い状況でありましたが、この11月6日、行うことに至ったその理由、どのような  
検証を行っているのかについて確認をいたします。

また、その6日以降に市独自に検証を行い、新たに行っていることがあれば、併せてお伺い  
をします。

市として公式発表は行わないのかという市民の方からの声もありました。私はこの一般質問  
に当たって通告もいたしまして、市が公式な発表をしないのはなぜかということを通告したわ  
けですが、その通告後に、11月22日には日永市長は会見を行い、11月24日にはホームページで  
公表される、発表されているということがありますので、このことについての回答は求めるも  
のではありません。

まず最初の質問として3つ、愛西市の行ってきたこと、状況を確認させていただきますので、  
よろしく願いいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

事案発生からこれまでの主な経過を御説明いたします。

まず遺族への対応としては、事案の発生しました11月5日の夕方に担当者が連絡を試み、11  
月7日夕方に健康子ども部長、健康推進課長などが今回の経緯について御説明しました。11月  
9日には、担当者が国の予防接種健康被害制度及び国の新型コロナウイルスワクチン副反応等  
見舞金制度について御説明しました。12月5日には、医療事故調査に関する制度の概要と医療  
事故調査委員会の現在の準備状況などについて御説明いたしました。

次に、国への対応としては、今回の死亡事案がワクチン接種後に生じた副反応が疑われる事  
例として、予防接種法に基づく報告を11月10日に行っております。なお、厚生労働省は、当該  
報告を受け、11月11日に厚生科学審議会に報告をしており、現在も審議が続いております。

次に、県への対応としては、11月9日以降、県の担当課の職員と電話のやり取りをしたほか、  
11月11日、17日、18日には県の担当課の職員が市役所や佐織総合福祉センターに来庁され、健  
康子ども部長、健康推進課長などが対応しております。

次に、報道機関への対応としては、まず11月9日に、今回の事案が発生したことについて、  
報道各社に対し記者発表をしております。この日は7社から取材がありました。11月10日には  
7社から取材がありました。11月11日は10社から取材がありました。11月15日には1社から取  
材がありました。

11月17日は、愛知県医師会の検証結果の報告が発表されたことを受け、報道機関に対し記者  
発表をしております。この日は2社から取材がありました。11月18日には11社から取材があり  
ました。11月21日には1社から取材がありました。

11月22日は、12月議会定例会に関する記者発表を市役所で行いました。記者発表の会場に5社が出席され、それぞれ取材を受けました。また、記者発表終了後には2社から取材がありました。11月24日には1社から取材がありました。11月25日は1社から取材がありました。11月28日には1社から取材がありました。12月1日は1社から取材がありました。12月2日は1社から取材がありました。

次に、医師会への対応としましては、今回の事案について、11月7日に海部医師会愛西市班長と海部医師会長に、11月11日にワクチン接種に御協力いただいている医師の皆様、それぞれ経過を説明しました。また、11月17日には医師の皆様にお集まりいただき、改めて説明をしております。

そのほか、市議会への対応としては、11月11日の全員協議会で、今回の事案の概要、経過について御説明し、11月29日の全員協議会では、医療事故調査委員会の設置について、その制度の概要と予算措置について御説明しております。

次に、医療事故調査委員会については、現在、開催に向けて準備を進めている段階で、開催日時等は未定です。

続きまして、2つ目の11月6日に集団接種を同じ場所で行った理由についてです。

今回の事案が発生した11月5日におきましても、国の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に従った会場運営、接種体制となっておりました。事案の発生を受け、11月6日の接種開始前には、会場の運営、接種体制について改めて点検、確認した上で接種を行っております。

次に、市として独自に行った検証は、今回の事案発生後には、委託業者や海部医師会愛西市班や接種を行う医師など医療関係者と共に、よりよい接種体制が準備できるよう点検、確認を行ったところです。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、この今の流れの中で危機管理について適正であったかについて、再度再質問をいたします。4点にわたりますが、質問いたします。

まず第1に、集団接種会場での問題、責任の所在であります。

昨日の質問の中では、発注者が愛西市で、海部医師会と旅行代理店と委託契約を行ったとする状況が分かってきました。海部医師会との委託契約には、第3条3項で、発注者、愛西市は、事業実施に関して、被予防接種者、接種者は受ける人ですね、及び事業参加者に損失が生じたときは、直ちに健康被害に対する救済措置を講じるとともに一切の賠償責任を負うということで委託契約が行われておりますが、この重大事案については愛西市が責任を負うということの認識でいいのか、この契約どおりでいいのか、まず確認をさせてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

現在行っている集団接種については、医師の派遣について、他の予防接種事業と同じく、海部医師会愛西市班と委託契約を締結し、看護師の派遣、会場運営、予防接種などについて、民間事業者と委託契約を締結し、実施をしております。

このうち医師の派遣についてですが、愛西市では毎年度、海部医師会愛西市班と健康増進法に基づいて各種事業を実施しているところであり、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、このうちの予防接種法に基づく事業として海部医師会愛西市班にワクチン接種の集団接種の会場に医師の派遣をお願いしているものであり、この新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種の会場に派遣されるものでございます。契約どおりに集団接種は実施をしているところです。以上です。

○4番（河合克平君）

質問の内容が、委託契約について、愛西市が、発注者が賠償責任を負うというふうに書いてあるけれどもそうかという確認なので、前置きは要らないので、書いてあるとおりにそうですと言ってもらえればいいんですけど。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

契約に書いてあるとおりでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

端的に答えてください。

まず集団接種会場での責任については、愛西市が責任を負うという契約がある上で行われているということが確認が取れました。

次に、遺族に添った対応であったかということについての確認であります。

答弁では、11月5日の夕方に担当者が連絡を試み、11月7日夕方に健康子ども部長、健康推進課長などが説明をしたというふうに言っておりますが、私が聞いたところによりますと、11月5日には市からの連絡はなかった。11月6日に御本人さん、遺族の方が自動車を取りに行ったときに説明を求めた。そして、11月7日の遺族の説明では、医師の同席がなかったから医師の同席を求めたというふうに聞いておりますが、そのとおりで間違いはないですか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

11月5日当日は、一度電話をしましたがつながらず、その日は御遺族と連絡を取ることができませんでした。11月6日は朝8時頃に御遺族の方が佐織総合福祉センターへお見えになられ、7日の朝に改めて連絡することとなりました。11月7日は、健康子ども部長、健康推進課長、担当者3名のほか、11月5日当日に接種を行った医師と処置に当たった医師及び看護師が当日の経過について御説明をしました。以上でございます。

○4番（河合克平君）

しっかりと回答していただきたいと思います。お願いします。

11月9日には、担当者が国の予防接種救済の県の新型コロナウイルスワクチン副反応等見舞金等についての説明をしたというふうになっておりますが、この担当者の職位は教えてもらえますか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

主任でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

11月5日に1回だけ連絡を取った、11月6日には接種会場に来た遺族の方から連絡があった、11月7日には医師も含めた説明をしたということについては、1回目の状況の答弁の中で答えていただければいい内容であり、それはしっかりと、何か市の都合が悪いことがあるのかなというふうに思ってしまうので、そういった点ではしっかりと答えていただきたいというふうに思います。

11月9日の主任の説明の対応の後、市が行ったことを教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

12月5日に、医療事故調査に関する制度の概要と医療事故調査委員会の現在の準備状況などについて御説明をしました。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

9日以降、12月5日まで遺族に対する対応は市として行っていないということが分かりました。これは大問題ではないでしょうか。市の初期対応として適切であったのか、しっかりと検証する必要がある。遺族の方から寄り添っていない、そういう指摘を受けるのは当然である、私はそのように考えるわけですが、市としてはそのことについてはどのように考えておりますか。9日以降、12月5日までかかってしまったことについて、どのように考えていますか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

事案発生後、会場の点検、委託業者、医師等の状況を見直し、また再度点検、確認をしていたこと、それから医療事故調査委員会についての準備を進めていたためでございます。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

市が行うことを優先していたということ、つまり遺族の方に寄り添う対応は行われていなかったということが確認がされた。

3つ目に確認したいのは、接種体制についても確認をいたしたい。

11月5日の接種では、幾つかの問題点が明らかになっていました。マニュアルどおりに行ってきたのかについて昨日質問があり、市長は「マニュアルを把握していたのか詳細は確認していないが、当然確認はされていたと思っている」、こんな市長として、責任者として無責任でないかなと思われるような回答、また健康福祉部長は「当日、接種担当者は把握しており、共有はしていた」と答弁を行っておりますが、県の医師会の検証結果では、医師は到着後すぐ接種にかかったとあり、マニュアルを把握していたという、そういう答弁には非常に疑問がありますし、そういった把握をするだけの時間があったのか、そのことについては疑問であります。

また、海部医師会のアナフィラキシーショック対応のマニュアルは、5分から30分で死に至り得る全身の過敏反応で、米国の統計では女性に多いとされているというふうにマニュアルには載っています。初期対応は、呼吸困難など呼吸器症状があればエピペンの投与を行うとされているのであります。

緊急時には大声で助けを呼ぶ、救護室コードブルーと、予診室と接種室に医師、看護師1名ずつを残し、そのほか全員が直行する、そういう体制であったのか、本当に疑問であります。

当日のリーダーの確認や救護カーゴの確認、できていたのか。会場の設営に問題はなかったのか。救護室は2階にありました。もしも何かあったときに救急搬送するときのストレッチャーは、佐織の福祉センターにあるエレベーターではストレッチャーを降ろすことができないエレベーターになっていました。そんな2階に救護室を置くということが本当によかったのか。

幾つも問題点が出てきましたが、その問題点について本当にしっかりと検証を行って11月6日の接種を再開したのか、そのことについて疑問であります。どのような11月6日に検証をしたのか教えてください。具体的な内容をお願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

11月6日に行った点検、確認の内容は、接種者本人の体調確認の徹底、資器材、緊急時の処置の体制について、現場のスタッフが毎回改めて確認をするということで危機管理意識を高めるところです。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

危機管理意識を高めるということがありました。今明らかになってきた問題点は何も検証されないまま再度行われたということが分かってきました。本当に市民の命を守る、そういう体制ができていたのか、誠に疑問であります。

現在までの中で、よりよい体制の整備ということで先ほど答弁もありましたが、どのようなよりよい体制の整備を行ってきたのでしょうか、教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

これまでの点検、確認に加え、12月1日には佐織総合福祉センターで、医師、看護師、会場スタッフが接種後に急変があったことを想定した実地訓練を行い、手順を改めて確認しております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

それをやってから6日の接種に当たるというのであればまだ納得できるところでもあります。しかし、そうではなく行った。このことについては、まず市が責任を感じるべき内容である、そのように求めるところであります。

第4に、市長が何度も昨日答弁をしておられましたが、医療事故調査委員会についての進め方についての確認をいたします。

医療事故と判断した日時についてはいつだったのか、教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

医療法上の医療事故に該当すると判断し、医療事故調査委員会による調査を行うことを決めたのは11月18日になります。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

医療法では、医療事故が発生した場合に、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を行わなければならないとなっており、そしてその医療事故と認めた場合については、医療事故調査支援センターに報告を行い、そしてその前に遺族に説明するというふうになっています。11月5日でない理由を教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

医療事故調査支援センターへの報告の準備を進めており、準備をしていたため、12月5日になりました。以上でございます。

○4番（河合克平君）

12月5日。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

失礼いたしました。県の医師会の報告を受け、11月18日になりました。以上でございます。

○4番（河合克平君）

本来であれば、遺族への説明事項については、画像診断を行う、また死亡について解剖を行うということを説明しなさいというのが法律上載っている内容です。これを考えると、11月5日に医療事故があったかどうかということ判断すべきであったのではないかと。そして、その場で遺族に説明をし、そしてこの危機を解決する方向へ向かっていく、これが本来の在り方であったというふうに考えるわけですが、それについてはどのように考えていらっしゃるか。

11月5日は1回だけ遺族に電話をして連絡が取れなかった。6日は遺族の方から言われて初めて分かった。こんなことをやっていれば、本当に遺族の方からすると市が誠意がない、そういうふうに思われるのは当たり前のことだというふうに思うんですが、この遺族への説明、医療事故判断の内容、愛知県医師会は24時間体制で医療事故を判断する相談窓口、24時間で開けています。何かあったときにすぐに対応できるように24時間開けていただいているんです。そういう危機管理、11月5日に亡くなったときの市としての危機管理がなっていなかった、そのように考えますが、この11月5日でなかった理由、再度教えていただけますか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

本事案の発生以後、御遺族の方への説明、国や県への報告及び協議、委託先である海部医師会愛西市班などの協議、調整、医療事故調査委員会の開催に向けての準備等、順次対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

市長、どうですか。市が行ってきたことをいろいろとおっしゃっていただきましたけれども、聞きましたけれども、遺族に対する説明、そして11月5日に御遺族に連絡1本入れただけで連絡が取れなく、そのままにしている状況、また11月9日以降、遺族に説明がなく、12月5日まで説明を行っていない状況、そういった後手後手に回り、遺族に対して何の配慮も、また寄り添うような気持ちも、そういったこともなかったというふうに思わざるを、感じざるを得ない状況をつくり出してきて、このことについてどのように市長は考えていらっしゃるのか。

また、この間ずっと市長が行動してきた内容、どのような行動を行ってくる中で、この解決を行う危機管理を行いながらこの危機を脱出しようとしているのか、そのように思っているのか、そのことについて市長の見解をお伺いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。



今回の事案につきましては、先日も御答弁をさせていただきましたが、非常に重大な案件だというふうに思っております。そして、私自身も非常に重く受け止めております。今まで我々市として対応してきた経緯につきましては、真摯に我々としても受け止めなければなりませんし、今後行います医療事故調査委員会において、しっかりと検証されていくものだというふうに思っております。その中で、我々としては、その結果を真摯に受け止め、行動していかねばならないというふうに思っております。以上です。

**○4番（河合克平君）**

通告していますので、市長がこの間行ってきた行動についても聞いています。市長、教えてもらえますか。

**○市長（日永貴章君）**

この事案が発生した以降、情報の収集や内部での検討等、様々なことを行い、市としての対応について協議をしております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

市民の命が失われ、市民の命を守る、その市の最高責任者である市長が陣頭指揮を執って、遺族の方に対してもしっかりと対応を行っていく、そのことが今求められるべきではないでしょうか。亡くなってから1か月を過ぎても、市長は今言われるのは情報収集に当たってききました云々、そんなことしか言われぬ。遺族に対する対応、これを今こそすべきではないですか。

中には遺族でも会っていただけない場合もあります。しかし、今回、遺族の方は、ぜひ市長には弔問してほしい、そういったことも願われているわけです。そういった点では、まず市長が行うべき行動として、弔問を行い、そして遺族の方に対して寄り添う、この遺族の方に対してしっかりと悲しみ、そして一緒に弔うということを市長としてまず行うべきではないですか。

医療事故調査委員会は、当然行っていくべき、法律によって決められたことであります。それとは別に、人道的であり、そして市の最高責任者として、市民の思いに、遺族の思いに寄り添う、そういうことを考えれば、庁舎の中で情報収集を行うだけではなく、外に出て行って遺族の方にまず弔問を行う、そういったことが今市長がすぐさま行うべきであると思いますが、市長の考えを教えてください。

**○市長（日永貴章君）**

今回のこういった事案が発生をいたしまして、私としても大変悲しく、自分事として受け止めさせていただいております。我々としては、しっかりとした医療事故調査委員会を開催して、まずはそういった検証をしていくことが我々としてはやるべき責務だというふうに判断しております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

先ほども確認しましたが、医療事故調査委員会をする前に、センターに報告を行い、その前に遺族にも報告を行い、説明をしないかんとされているんですよ。じゃあ、遺族への説明は、市長は行く予定はないんですか。同席するつもりはないんですか。

**○市長（日永貴章君）**

医療事故調査委員会に対しまして、遺族の方への説明については、理解している担当職員でしっかりと説明をするべきだというふうに考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

市長、おかしいって。そんな担当者がやるものだというのはおかしい。本当に愛西市の市民、僕も市民ですけど、市民として恥ずかしいですよ、その市長の対応。しっかりと遺族に対する説明、一緒に行ってもらって、私が最高責任者ですと、今後市民の方に安心・安全を得ていただくために頑張って行政を進めていきます、信頼してくださいとやってやるのが市長の役割ではないですか。

市長、何度も聞きますけれども、市長が最高責任者としてしっかりと現場に出て行って遺族の方と接し、遺族の方の悲しみを、痛みを本当に分かるためには、あなたが遺族の方に会わないと分からないですよ。言葉だけじゃない。言葉だけでは伝わらない。しっかりと重大なことだ、悲しみが大きい、そういうふうに思うのであれば、遺族の方に会い、そして遺族の方の悲しみを共有する、そういうことがあって初めて、市長、責任を持った対応になる、市民の方が信頼いただける、そういうことになるのではないですか。

もう一度聞きます。市長、まず遺族の方に会って、そして弔問を行い、その後、市長が説明を行う、そういうことを行う気はありませんか。市長、どうですか。

○市長（日永貴章君）

今までも様々なことを私自身も考えて行動してまいりました。昨日も本日も議員からこういった質問を受けて答弁をさせていただいております。私としては、今後もそういった御意見も受けながら、しっかりと自分で受け止めて行動していきたいというふうに思っております。

○4番（河合克平君）

受け止めて行動していくというのは、受け止めて弔問を行う、受け止めて遺族に対して説明を行うという理解でいいですか。市長、確認です。

○市長（日永貴章君）

私としては、今後、自分として責任のある行動をしていかなければならないというふうに考えております。

○4番（河合克平君）

誰かから言われているのか、何か見えない力が市長に働いているのかなというふうに思ってしまうんですが、人として行うべき、市長という立場もある。でも、人として行うべき、亡くなられた方に対して哀悼の意を表し、そして遺族の方にお悔やみを言う、そのことは、市長、必要なことだと思いませんか。本当に何か情けないというのか悲しい、私は。そんな愛西市に住んでいる市民がどれだけ悲しく思うか。

市長、何か本当に見えない力で、何か見えない力があって、絶対に行ってはいけないというふうに誰かに言われて行かないのじゃないかなというふうに思うぐらいのことなんですけど、もう時間ありませんので、最後にもう一度聞きます。

弔問、また遺族への説明、市長が陣頭指揮を執って、率先して遺族のお宅にお伺いをし行う

という気持ちはありませんか。最後、もう一度お答えください。

○市長（日永貴章君）

私としては、個人としても非常に悲しい事案であり、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、御遺族の方には心よりお悔やみを申し上げます。

その中で、市長として、私としては今後も責任ある行動をしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の6番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田議員。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を進めていきたいと思っております。

ただ、冒頭に、先ほどからコロナワクチン接種に伴う事案に対し、愛西市の対応、危機感のないということ、それから住民への丁寧な対応をしていないということに対して、同じような内容をこの中に、今日の項目の中に入れております。ぜひ聞いていただきたいと思います。

まず最初に大項目1つ目ですが、愛西市の防災用道路について質問いたします。

愛西市は、木曾川に沿ってまちが続いており、さらに河口にも近い場所に位置することから、海にも近く、何度も水害に遭っています。過去には、伊勢湾台風、日光川や目比川決壊、東海豪雨など、何度も水害に遭っており、大きな被害が出ています。特に近年、地球温暖化により予想できないほどの気象変動によって毎年日本中で災害が発生し、多くの命が奪われています。愛西市にとっても他人事ではなく、いつ水害が発生してもおかしくないという前提で防災対策を講じる必要があると思っております。

愛西市の土地のほとんどが海拔ゼロメートル地帯にあり、台風や集中豪雨によって避難指示が出された場合、近くにある避難場所に向かうこととなります。愛西市の緊急輸送道路と避難所を結ぶ補完道路も住民の命綱になっていくだろうと思っております。

そこで、1点目の質問です。愛西市の地域防災計画では、緊急輸送道路と緊急避難所を結ぶ補完道路が位置づけされていますが、その整備状況についてどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目ですが、市道2号線ですが、立田大橋東にある立田町交差点から八輪小学校へ延びる、いわゆる農免道路というものがありますが、途中までしか歩道が整備されていないのはなぜかということをお尋ねいたします。

お手元に配ってあります写真とかがありますので、ちょっと見ていただくと分かりますが、立田大橋から東へ少し下りたところの交差点から八輪小学校まで、大体8キロぐらいありますが、5.4キロのところまでは歩道があって整備されております。ところが、塩田の信号場、ここから八輪小学校までが未整備になっておりまして、狭い道になっております。この道路を整備していただければ、ここは避難道路として機能すると思います。

続きまして、次のページをめくっていただきますと、上のほうにあるのがれんこんセンターの近くの道路ですけれども、ここは歩道があって、2車線の道路となっております。一方、下側の写真ですが、これがいわゆる北のほうに、塩田の信号から北へ向かっていくと、こういう狭い道路になっています。トラックと乗用車が擦れ違ふと歩道のところまではみ出してしまうということで、ここは到底人が歩けるような道路ではないということですね。ということで、この整備をやっていただきたいと。非常に危険な道路になっているということで、整備をされていませぬので、これについて質問いたします。

それから3点目ですが、過去の伊勢湾台風でも高潮被害が発生しており、立田地区から木曽川上流に避難するためにはこの農免道路を使うこととなりますが、道路幅が狭いエリア、先ほど写真で示しましたけれども、これに早急に対応すべきと考えておりますので、今後の整備計画がどうなっているかお聞きしたいと思います。

次に、大項目2つ目に移ります。

遊休施設の再利用として旧八開庁舎、3,000平米で昭和62年竣工の立派な建物についてでございます。お手元の次の写真を入れておりますが、非常に立派な建物です。外側はタイル張りになっておりまして、非常に立派な建物です。この建物は、昭和57年の新耐震基準の設計基準で建設されておりますので、非常に強度的には全く問題がない、そういう建物です。

ということで、もう一枚の写真が次の最後にありますけれども、これが愛西市の商工会館、これは道の駅にありますけれども、これはただの事務所に使われています。多分見た感じ500平米ぐらいあるんじゃないかということなんですけれども、この建物について、遊休施設について質問いたします。

1点目は、旧八開庁舎の有効利用としてお聞きしたいです。立田道の駅の再整備計画が進んでいるやに聞いていますが、既存の商工会館、これを八開庁舎のほうに移転して、跡地に道の駅の拡張にどうして利用しないのか、非常にもったいないというふうに思っておりますので、お答えください。

それから2点目ですけれども、同様に、今年完成しました発達支援センター、1,000平米ありますけれども、これも新築しないで、この旧八開庁舎の建物をどうして有効利用しなかったのか、有効活用しなかったのか、これをお聞きします。

それで最後に大項目3項目ですけれども、愛西市立小・中学校適正規模・適正配置の見直しについてです。

今年の7月から9月まで僅か2か月で行われた協議会、これは6回しか行われておりませんが、これで学校規模適正化の基本計画案が出されております。この計画案では、愛西市の中学

校を南北の地域に2校しか残さないという計画案になっておりまして、到底納得できるものではありません。まずは立田中と八開中を廃校として、続いて永和中まで廃校にする内容となっていますけれども、ほとんどこれは住民の同意もなく僅か2か月、6回の会議で計画案を決めてしまっているということで、文部科学省からも学校統合は行政が一方向的に進める性格のものではないと、手引書もありますけれども、この手引書の内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用してくださいということが書かれてあります。

先日、学校統合を完了している人口約4万4,000人、志摩市ですけれども、大勢の議員団で視察しました。ここは、愛西市は6万人ですが、4万4,000人で、中学校は学校統合した結果6校も残っていました。この6校のうちの2校は50名規模の学校が含まれています。これに私は質問しましたがけれども、志摩市の説明では、市町が合併した旧5町の小・中学校は小規模校でも残すという政治判断で決定したと話されていました。

このように、他の地域でも幾らでも小規模校は存在します。子供たちと地域を守るためにも学校統合は慎重にすべきであり、本年9月に出された基本計画案だけでなく、住民アンケートなどで新たな計画案も受け入れるべきだと思います。

学校施設がなくなれば、防災機能とか地域のコミュニティーの機能が失われます。過疎化がさらに進んでいくだろうと容易に想像できます。八開地区では、保護者の委員から住民アンケートをしてほしいという声も上げていました。立田の地区検討協議会でも同様に、地元ではほとんど誰もこの計画案を知らないとか、愛西市はもっと情報発信してほしいという声若い人、保護者の方から声が上がってありました。

愛西市は、立田への小中一貫校を発表したときと同じで、住民への十分な説明のないまま強硬に実施しようとしておりますが、住民に対する姿勢があまり変わっていないというふうに感じます。

そこで質問です。

1点目として、本年7月から9月までに行われた協議会から出された学校規模適正化の基本計画案を見直す考えはありませんか。

2点目として、本年9月までに開催された協議会の中で、多くの委員から小規模校が望ましいという意見が出されておりました。しかし、ほとんど無視され、とうとうこの委員の方2名は辞任されてしまいました。どうしてこれほど小規模校がいいという意見を無視するのでしょうか。

3点目です。昨年12月から始まった愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会から今年の9月末まで学校政策を決めるための重要な各種の協議会を開催されていますけれども、5人の教育委員は全く関与していない、傍聴にも来ないという方です。どうしてこういうことになっているのか。

以上で最初の一括質問とし、あとは個々に別々に再質問を行っていきますので、答弁のほうよろしくお願いします。以上です。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目1点目、防災道路の整備についてということで、順次御答弁させていただきます。

初めに、緊急輸送道路と緊急避難所を結ぶ補完道路の位置づけ、またその整備状況ということでございます。

緊急輸送道路は、災害直後から緊急避難所等への物資供給等の応急活動の際、緊急車両の通行を確保するための重要な道路でございます。県が指定する防災拠点を相互に連絡する道路になります。その緊急輸送道路と市の緊急避難所等を結ぶ道路が補完道路ということであり、本市では36路線を補完道路として指定をしております。その補完道路36路線につきましては、往来するトラック等の車両通行に支障のない道路幅員を有しており、現在のところ道路拡幅等の整備をする予定はございません。

続きまして、市道2号線の途中までしか歩道が整備されていないのはなぜかということでございます。

市道2号線は、合併前に旧立田村及び旧八開村において整備された道路でございます。立田大橋東側にある県道佐屋・多度線との交差点から県道津島・海津線の塩田交差点付近までの旧立田村地内では、昭和40年度から昭和42年度に旧立田村が事業主体となり実施されました団体営事業である農業用揮発油税財源身替農道整備事業立田地区により、農道として整備をされております。

この事業は、農業や漁業用機械に消費される揮発油税に相当する額を財源といたしまして道路整備することで揮発油税の免除に代える事業であり、当時主力産業でありました農林水産業の従事者のために創設されたものでございます。

その後、立田村において立田大橋東側にある県道佐屋・多度線との交差点から県道津島・海津線の塩田交差点までの間で片側歩道の設置がされております。

県道津島・海津線の塩田交差点から県道津島・南濃線の八輪小学校の南東交差点までの旧八開村地内は、昭和43年度から昭和53年度までに県が事業主体となり実施されました県営圃場整備事業八開地区により、農地の区画整理に伴う水路、道路整備の中で幹線道路として整備され、農業生産を行う圃場を結ぶ幹線道路の位置づけであったため、歩道のほうは設置をされておられません。

その後、農地の区画整理の完了以降、旧八開村では幅員の拡幅及び歩道の設置等の整備はされず、当時、具体的な計画もございませんでした。

なお、市道2号線につきましては、車両通行に支障のない幅員が確保されておりますので、現時点において拡幅、歩道設置の予定はございません。

3点目、市道2号線に道路が狭いエリアがあり、早急に整備すべきである。今後の整備計画はどうなっているのかということでございます。

市道2号線は、補完道路としてトラック等の車両の通行に支障のない道路幅員を有しており、道路拡幅は考えておりません。

なお、市道2号線の舗装につきましては、令和3年度に道路の舗装の損傷度を測定いたしまして、舗装修繕の必要性を数値化するMC I調査を実施したところであり、早急に舗装が必要な区間につきましては、今後、国の地方創生道整備推進交付金等を活用して整備を行う予定としております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、大項目2点目の遊休施設の再利用について、初めに旧八開庁舎の現状等を簡単に御説明申し上げます。

旧八開庁舎は、鉄筋コンクリート造り、2階建て、延べ床面積は2,943平方メートルで、昭和62年10月に竣工、35年が経過しており、使用するには大規模な修繕工事が必要な状況であります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、観光協会の移転について御答弁をいたします。

愛西市観光協会は、愛西市内の観光事業の健全な発展を促進し、観光の振興と文化の向上を図るとともに、産業経済の発展に寄与することを目的として設立されており、観光情報の収集・提供や観光資源の広報紹介等を事業内容としております。

市内における最大の集客数を誇ります道の駅に観光協会を整備することで、観光客等に対して観光情報の発信や市のPRという、観光協会の目的であります本市の観光振興に寄与するという機能が十分に発揮されることから、旧八開庁舎への移転ではなく、現在地での整備としたものでございます。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、発達支援センターの関係でございますが、発達支援センターの目的としましては、障害のある児童、またはその疑いのある児童、障害者及びその家族等の福祉の増進、地域支援の中核的な役割を担うこととしております。

そこで、既に実施していた障害児通所支援事業に加え、保育所等訪問支援事業や相談支援事業を行い、ライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援施設をコンセプトに、施設の充実を図ることといたしました。

また、保護者の方からも子供の利用しやすい施設を望む声もありました。

これらの経緯を踏まえ、令和元年度に発達支援センターの設置場所の検討をし、現在地への設置を決めています。

設置場所を決定するまでには、規模や設備、環境、運用開始時期、事業費、課題などを検討してきました。旧八開庁舎も候補地の一つとして上がってございましたが、既存の建物では幼児への対応ができない設備上の問題や児童発達支援事業を利用する子供たちに配慮できないなどのマイナス面があり、候補地から外しています。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、小・中学校適正規模・適正配置の関係について御答弁申し上げます。

検討協議会から出された基本計画案を見直す考えはないかとの御質問でございますが、本市

では、平成27年2月に策定しました愛西市立小中学校適正規模等基本方針及び平成28年9月に愛西市立小中学校適正規模等検討協議会から愛西市教育委員会に対して提案のあった愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案に基づき、学校規模及び学校配置の適正化を進めてきました。

しかしながら、今後の児童・生徒の減少の推移が基本方針策定当時の予測を大きく下回る状況であること、子供たちの学習自体が変化していること、学校施設の老朽化が進んでいることなどの状況が見られ、特に児童・生徒数の減少は深刻な問題であると捉えております。

そこで、市では、これまで進めてきた取組の基となる愛西市立小中学校適正規模等基本方針について検証をするため、令和3年2月に愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会を設置し、基本方針や基本計画の提案について複合的に考察するとともに、今後の適正規模・適正配置の進み方について提言をいただきました。

この提言を踏まえ、教育委員会では、愛西市立小中学校適正規模等基本方針の改定案を作成し、パブリックコメントを経て、今年6月に基本方針を改定しました。

その後、本年7月には愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会を設置し、基本方針に沿った基本計画について協議していただき、本年10月には同協議会から基本計画の協議会案をいただいております。

この基本計画協議会案は、6月に改定した愛西市立小中学校適正規模等基本方針に沿った内容であり、今後の児童・生徒数の推移や昨今の学びの変化、各施設の老朽化状況などが十分に検討された提案として受け止めています。

このように、教育委員会では、これまで小・中学校の適正規模などの取組を手順を踏んで進めてまいりました。現在は、基本計画協議会案について、各地区の地区検討協議会でいろいろな御意見をいただいているところであり、今後は地区検討協議会での議論を十分に尊重し、基本計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど議員の発言の中で永和中が廃校となると言われておりましたが、基本計画案では、永和中学校におきましては、生徒数の推移を注視し、過小規模となることを見込まれる場合は追加統合するということになっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本協議会において、委員の中から小規模校について多くの意見があったが、ほとんど無視されているのではないかと御質問でございますが、小規模校のメリット・デメリット、小規模校の存続など、協議会の中で多く議論されており、無視されたという状況はなかったと考えております。

続きまして、各種協議会が開催されているが、5名の教育委員は関与しないのかとの御質問でございますが、教育委員会は執行機関として教育に関する重要事項を決定する役割を担っています。各種検討協議会等でまとめられた提言などを踏まえ、基本方針や基本計画などの重要事項を最終的に判断・決定していただくこととなりますが、判断・決定を行うに当たって教育委員には各種検討協議会の状況を逐次報告しているところです。こうした点からも教育委員が各種検討協議会などに直接関わる必要がないものと考えております。以上でございます。



## ○6番（山田門左エ門君）

それではまず最初に、防災道路について再質問をいたします。

当時の立田村と八開村の道路の位置づけの違いはあるでしょうが、この道路を使う市民としては一本の道路として使っております。設置理由は本人たちは知る由もなく、走っていて危険を感じます。車道についても、センターラインのある整備された2車線道路から単なる圃場内道路に急に変わるので、非常に危険だと思います。

もともと農免道路として設置された道路ではありますが、伊勢湾台風などの風水害が発生した場合、立田方面から木曾川上流に向かって避難する道路は、この農免道路しかありません。

当時、具体的な計画もありませんでしたとか、道路拡幅は考えていないとお話しされておりますが、一本の道路であることには変わりはありませんので、こういうこと自体おかしいだろうと思いますが、お答えください。お願いします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在の愛西市の道路行政につきましては、総延長約1,000キロメートルの主要な幹線道路から地域の生活道路まで、多くの路線を維持管理しております。

地域の生活道路につきましては、地区総代の方々からいただいた要望を精査いたしまして、重要度の高い路線から順次維持修繕を進めております。

また、道路拡幅などの道路新設改良につきましては、地区からの要望及び地権者の同意を前提といたしまして、事業化による社会的効果及び財源確保のめどなど、総合的に勘案をいたしまして事業を進めております。

市道2号線につきましては、区間によって整備された時期や事業が異なりますが、現在は市道2号線として一体で管理を行っております。

なお、市道2号線は車両通行に支障のない幅員が確保されていることから、現時点におきまして拡幅の予定はございませんが、舗装につきましては、計画的な調査に基づきまして、修繕が必要な区間において、国の交付金等制度を有効活用し整備することで、良好な道路環境を維持していきたいというふうに考えております。以上です。

## ○6番（山田門左エ門君）

内容はよく分かりましたけれども、ただこの道路、やっぱり危ないですね、途中で狭くなっておりますので。これこそ防災のときの危機管理、危機管理を持っていただいて、この道路は避難のためには必ず使う道路です。あとこのほかには151号線しかないんですね、広い道路というのは。だから、時間はかかるかもしれませんが、危機管理を持って、危機管理として、この道路をぜひ拡幅していただけるように努力していただきたく思います。

続きまして、2点目の遊休施設の再利用について再質問をさせていただきます。

観光協会の事務所が立田道の駅に設置されている理由が、観光振興に寄与する機能が発揮されると答弁されましたが、どこの道の駅に行っても観光協会の事務所というのはほとんど見たことがありません。こういうのはありません。ほとんどが産直の売店だとか飲食店など、観光と休養を兼ねた施設だけで、事務所が置かれている道の駅などありませんので、来場者数が10

年以上減り続けているということで、この事務所がどんな効果があったのか、ぜひお答えください。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

愛西市の主要行事であります「蓮見の会」を初めまして、各種イベントを当地で開催することで、道の駅立田ふれあいの里との相乗効果により、より多くの方々に当地を訪れていただき、市の魅力に触れていただくことで、観光協会の担う役割を果たしているというふうに考えております。

現在進めております道の駅周辺整備事業では、既存の道の駅に加え、新たに都市公園の魅力をプラスすることにより、今まで以上に来訪者が見込まれます。

新たな観光資源を加えたこの地域の特性を生かし、新たに整備される観光案内所を観光振興活動の核として、観光情報の発信や特産品のPRを図り、さらなる観光振興を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

なかなか苦しい答弁だと思いますけれども、この10年間、道の駅の売上げはずうっと下がり続けているということが分かっておりますので、事務所が売上げに寄与しているとはとても思えませんので、次の質問に移っていきます。

では、次の質問ですけれども、八開庁舎の再利用ですけれども、大規模修繕が必要ということをおっしゃっておりますけれども、これはまだ新しい建物なので、躯体は何ともありません。大規模修繕って、普通35年だと、ほとんどみんなどこでも使っていますからね。大規模修繕が必要な理由は何でしょうか、お答えください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

屋上や外壁は、前回改修時から年数が経過し劣化が見られるため、防水工事などの修繕が必要であります。また、全館空調の設備も故障しており、改修工事が必要となります。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

この建物ですけれども、これまで定期的に点検されてきたんでしょうか、お答えください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

施設の設備・機器類の保守点検は毎年実施していましたが、支所機能を移転してからは、外観等の点検を続けております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

旧八開庁舎は住民の大事な資産です。解体するよううわさを聞いておりますけれども、本当に解体するかどうか、お聞きしたいと思います。お願いします。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

現時点で、解体は考えておりません。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

それではまた次の質問に移りたいと思いますけれども、八開庁舎の1階に発達支援センター、これ転用は可能だと思いますけれども、設備上の問題なら、解決するために、どんな工事でコ

ストは幾らかかるのか、これは検討されたんでしょうか。お願いします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

コストも候補地比較項目の一項目として比較検討はしております。

八開庁舎は、面積や防火・災害に対する配慮も可能であるなど、設備面での高評価もされました。

しかし一方で、利用されるお子さんを療育する設備環境や園庭の問題、外部からの刺激を遮断しながらも利用されるお子さんが快適に利用できるかの点で評価が下がり、候補地から外れています。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

なかなか100%体に合ったものはないとは思いますが、取りあえず使うという前提で、なかなかそんなにぴったりのものはないので、使うという前提で設計してもらおうとか、そういう工夫をぜひやっていただきたいというふうに思います。これほど立派な建物を放置するのは非常にもったいない、そう思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、適正規模・適正配置の見直しについて再質問です。

基本計画協議案をそのまま実行するのか確認したいと思いますので、答弁ください。

愛西市には将来、中学校が南部と北部に1校ずつしかないという、2校しか残さないという計画。それから、立田中、八開中、永和中学校は、これは本当に廃校するんでしょうかと。それから、立田地区と八開地区の学校施設は、小学校1校だけになるんでしょうか。それから、永和地区の学校は、小学校だけになるのか。ぜひお答えください。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

現在、協議会案を基に地区検討協議会で協議が行われておりますので、その結果と各地区の説明会、パブリックコメント、総合教育会議等を踏まえて基本計画を策定することとなります。

中学校を南部と北部に1校ずつとする将来像につきましては、児童・生徒数の推移を考慮したものであり、現時点での計画では、中学校6校を4校とすることとしております。中学校が統合される場合には、統合の対象となる中学校が廃止となるものと考えられます。

立田地区・八開地区小学校につきましては、適正規模・適正配置の検討に着手すべき時期をいつからとするかといったことについて取り組んでおり、将来における具体的な校数については検討を進めておりません。

先ほども申し上げましたが、永和中学校、永和小学校につきましては、統合に関する具体的な検討に着手する段階とはなっておりません。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、再質問を続けて行います。

八開とか立田地区の住民は、ほとんど小規模校で育っております。デメリットの話をよく聞くんですけども、じゃあこの八開と立田地区の住民は、小規模校で育って、どんな悪影響があって、人格形成上どんな問題があったのか、具体的な統計に基づいて教えてください。お願いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

基本方針でお示した小規模校のデメリットは、国が示す公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引においても指摘されているように、一般的に想定されるものであり、実際に問題が生じるかどうかは、学校が置かれた様々な状況により異なると考えられます。

これまでは、小規模校といえども1クラスの人数が十分な人数であり、一定の社会集団として成長してきたと思います。今後、児童・生徒数がさらに減少することで、小規模校における1クラスの人数が一定数確保できず、十分な社会集団とは言えないことから、課題が一層顕在化することが懸念されます。

国が示す手引による児童・生徒に与える影響を申し上げますと、1つ目として、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。2つ目として、児童・生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。3つ目として、協働的な学びの実現が困難となる。4つ目として、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。5つ目として、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。6つ目として、教員への依存心が強まる可能性がある。7つ目として、進学の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。8つ目として、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。9つ目として、多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しいといった問題が統計に基づいて記述されております。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

もう時間がなくなりましたので、最後にお話ししておきますが、教育委員が各種協議会に直接関与を避けるべきと答えておられますけれども……。

○議長（杉村義仁君）

山田議員に申し上げます。持ち時間が終わりましたので、ここで。

○6番（山田門左エ門君）

はい、分かりました。

○議長（杉村義仁君）

申し訳ないですけど。

○6番（山田門左エ門君）

はい。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分とさせていただきます。

午前11時02分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

質問順位10番の18番・竹村仁司議員は欠席届が出ておりますので、次に、質問順位11番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵議員。

### ○1番（馬淵紀明君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

市当局には、市民の皆様に分かりやすい御答弁をよろしく願いいたします。

いつ起こるか分からない自然災害に対する不安な声をお聞きする中、大項目の1件目、愛西市の防災対策の進捗状況について質問していきます。

天災は忘れた頃にやってくる。この言葉は、物理学者寺田寅彦さんの言葉です。忘れた頃に来る、必ず来るという心構えで私も災害に備えていきたいと思っております。

津波災害から市民の命を守ることを目的として定められた愛西市津波避難計画には、津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施状況、社会条件の変化等を踏まえ、地域防災計画と併せて毎年この計画に検討を加え、必要に応じて適時修正をするものとするとして、昨年3月に策定されました愛西市地域強靱化計画においても定期的な見直しと書かれております。

また、令和2年9月議会の一般質問では、市長から、津波避難計画を含めた各計画につきましても、内容の見直しを毎年行わせていただいておりますと答弁がありました。

そこで、愛西市津波避難計画策定後、内容の見直し、改正したところがあるのかお聞きいたします。

次に、地震ハザードマップ、今モニターに出していただいておりますけれども、ここに基準水位というのが載っています。基準水位とは、津波浸水想定に定める浸水に関わる推移に建物等への衝突による津波の水位の上昇、せり上がりを考慮した水位です。理論上最大モデルでの地震が起きた場合、このハザードマップは理論上最大モデルでのハザードマップになっておりますけれども、この0.3メートル未満から5メートル以上という基準水位になっている、その水位別の人口と世帯数を教えてください。

続きまして、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を避難行動要支援者と言われていますが、その避難行動要支援者の対象となる方を教えてください。

続きまして、ペットの同行避難についてです。

同行避難とは、ペットと一緒に避難所まで避難行動のことを指します。避難所は様々な方が共同生活を送る場であり、共に災害を乗り越えるためには、行政、避難所の運営組織、そして飼い主も平時のうちに準備を進めていくことが必要だと思います。

そこで、愛西市は、ペットと同行避難はどのようになっているのか、現状をお聞きいたします。

大項目の2件目に移ります。

自転車の活用推進について。

令和元年9月議会の一般質問で、自転車活用推進計画について市の考えをお尋ねいたしました。そのときの答弁は、国の計画及び県が策定中の自転車活用推進計画の内容や、近隣市町村の動向や状況を見つつ、考えてまいりたいと考えておりますというお話でした。

国は、平成30年に策定した第1次自転車活用推進計画に基づいて、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3年に第2次自転車活用推進計画を策定し、愛知県においても令和2年2月に愛知県自転車活用推進計画を策定し、国・県ともに自転車の活用を推進しているところでございます。

そこで、1点目の質問ですが、前回質問してから3年以上が過ぎておりますけれども、改めて自転車活用推進計画についての市の考えをお尋ねいたします。

2点目、自転車購入補助創設についてです。

この件についても、先ほどと同様、令和元年9月議会で市の考えをお聞きし、県や他市町村の状況及び効果等を研究してまいりたいと考えておりますという答弁でした。その後、市は、その自転車購入補助創設についてどのような研究をしているのか、どのくらい研究が進んでいるのかお尋ねをいたします。

以上、一括質問とします。よろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目、防災対策の進捗状況についての津波避難計画策定後、内容の見直し、改正の御答弁をさせていただきます。

愛西市津波避難計画は、愛知県が公表している津波浸水想定及び愛知県市町村津波避難計画策定指針に基づき、津波災害に対し、避難が必要な地域の指定や避難が困難な地域の抽出、市が取るべき行動等について取りまとめたものであり、平成29年3月に策定しておりますが、その後は改正を行っておりません。

次に、基準水位別の人口と世帯数について御答弁いたします。

基準水位とは、津波が建築物等に衝突した際のせき上げの高さと浸水深を合わせたものであり、愛西市の地震ハザードマップでは基準水位を6段階で設定しております。しかしながら、基準水位別の人口や世帯数については算出が困難であります。

次に、ペットと同行避難の現状について御答弁いたします。

愛西市地域防災計画におきまして、ペットの取扱いとして、必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、避難所ペット登録台帳に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知徹底を図ると記載されております。この内容に基づき対応することになります。

しかしながら、実際の避難所の運営は地元の自治会や自主防災会を中心として行っていただくこととなりますので、まずはそうした方々の理解が必要となります。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、避難行動要支援者の対象者の件で御答弁させていただきます。

避難行動要支援者の対象は、令和2年11月に策定した避難行動要支援者避難支援プランで、

高齢者、障害者、難病患者、その他支援を必要とする者の4区分で規定しています。

その他支援を必要とする者以外の3区分のそれぞれの対象者は、まず高齢者は、65歳以上のひとり暮らしの方、または要介護3以上の居宅で生活する方としています。次に、障害者は、身体障害者手帳1・2級の方、または療育手帳A判定の方、または精神障害者福祉手帳1級の方としています。難病患者は、難病患者の認定者としています。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目、自転車の活用推進についての1点目、自転車活用推進計画の市の考えはということで御答弁いたします。

自転車活用推進法第11条では、市町村における自転車活用推進計画の策定について規定をされており、本市においても、国や県の推進計画の内容について把握に努めているところでございます。

本法の基本理念である自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を踏まえた推進計画を検討するに当たり、まずは大規模集客施設、公共交通施設や学校等をつなげる道路の連続性の確保等、広域的なネットワークとしての構築が重要になりますので、今後、県や近隣市町村と連携をしつつ、しっかりと検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、自転車購入補助創設の研究は進んでいるのかというところに答弁させていただきます。

現在、当市では、健康保持増進のための取組として、市民の生活スタイルに合った運動習慣や食習慣を身につけるため、あいさい健康マイレージ、あいさい野菜メニュースタンプラリー等の事業を展開しています。

愛知県内の市町村において、自転車活用推進計画を策定している市町村は、豊橋市、一宮市、田原市、豊田市、春日井市、名古屋市の6市です。6市のうち、自転車購入補助制度を行っている市はございません。6市以外で愛知県内において自転車の購入に対しての補助を実施している市町村は、岩倉市、蒲郡市です。

健康保持増進のため、市民の皆様に運動の効果的な方法につきまして、様々な機会でお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

それでは、再質問に移ります。

最初の防災対策進捗状況についてに幾つかお聞きしていきます。

平成29年の3月策定後、改正をしていないという答弁でした。内容の見直しを毎年行っているという市長の答弁もありましたけれども、そこで愛知県市町村津波避難計画策定指針を見ますと、今モニターにも出してもらっていますが、愛西市の津波避難計画と異なるところが幾つかあるわけです。まず、その理由をお聞かせください。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

愛知県市町村津波避難計画策定指針については、令和2年3月に改正がされております。愛西市津波避難計画については更新しておりませんでしたので、改正が必要となる箇所が幾つかあります。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

改正していなかったからということですが、幾つかある中のちょっと気になるところを御指摘させていただきたいんですけども、県の指針のところに、避難場所における安全性についてという項目があるんですけども、市の避難所はこの安全性を確保しているのか確認させてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

地震ハザードマップにおける理論上最大モデルで想定される津波による基準水位によっては、避難施設として使用ができない場合がございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

使用できない場合があるという答弁で確認させていただきました。

次に、一括質問で基準水位別の人口をお聞きして、算出困難だという答弁でございました。

それでは、津波避難計画の中に避難対象地域が指定されています。そして、そこにも人口が示されていますが、最新の人口と世帯数が地区ごとに分かれば教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和4年11月1日現在の数値でお答えいたします。

佐屋地区2万8,812人、1万1,254世帯。立田地区7,009人、2,569世帯。八開地区837人、339世帯。佐織地区6,259人、2,541世帯となります。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今、地区ごとの人口と世帯数は分かりました。

世帯数を見ますと、今、令和4年11月1日という話で、市の総世帯が2万4,036世帯なので、1万6,703世帯が対象ということです。かなりの対象がいるということが分かりました。また、市の南部ほど、佐屋地区、立田地区のほうが人口・世帯数が多いことも分かります。

先ほど答弁がありました、災害の規模によっては避難施設として使用できない場合があるとありましたけれども、この避難対象地域の方に対して、避難施設として使用できない場合、または施設として指定する場合は、その地域や施設の抱える課題等について正しく周知していく必要があると思いますが、この点についてどういう考えですか。

○企画政策部長（西川 稔君）

地震ハザードマップで御自身が住まわれている地域の基準水位などを知っていただき、周知につきましては、引き続き避難方法なども含めて、市ホームページや広報紙などで行っていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ホームページや広報紙などという話ですが、その周知の仕方を統一した周知をお願いしたいと思います。愛西市の広報とか、何かリニューアルとか、変わっているところもあると思



いますし、計画によって載っていることが少しずれているのかなというのも見分かりますので、統一した周知をお願いしたいと思います。

一括質問でも答弁がありました、市の計画では避難が困難な地域というものがあります。今からする質問は以前もしましたけれども、再度確認したいと思います。

市の津波避難計画には、避難困難地域に対しては、指定緊急避難場所の追加が急務である。必要に応じて、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台の設置等を検討するとなっていますが、この設置等は検討しているのかお聞きします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

津波の到達時間までに避難対象地域の外に避難することが困難な避難困難地域の対策としては、市ではこれまでも高い建物である民間の既存施設との協定などを進めてきたところであり、今後も引き続きこうした取組を進めてまいります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

私は、避難困難地域を抽出したからには、その解消に努めていくことが必要だと思います。その避難困難地域に対して、高台の設置は考えていないというような答弁でしたけれども、設置以外の対策は考えていないのかお聞きします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

民間の既存施設との協定などを進めていく以外は、今のところ計画はございません。市では、これまで市民の皆様に対し、津波の浸水に対する知識や垂直避難などについて防災訓練や出前講座等で周知してきたところであり、引き続きこうした取組を進めてまいります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

市当局は、避難困難地域に対して、民間の既存の施設との協定などを進めていくという考え方であることは分かりました。

避難方法の周知もハザードマップで住んでいるところの基準水位などを知っていただくという答弁がありましたけれども、防災ハンドブックを見ますと、津波の高さが1メートル以上の津波に巻き込まれる場合、ほとんどの人が亡くなると書かれています。いま一度、さらなる周知をしていただき、いつ起こるか分からない大災害に備え、避難困難地域の解消にも努めていただきたいと思います。

ここまで幾つか質問してきました。最初に改正していないというお話もありましたけれども、やはりこの津波避難計画を見直していくことが必要ではないかと思いますが、市の考えをお願いいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

愛知県市町村津波避難計画策定指針などを踏まえ、実情に即した形で計画の見直しを現在進めているところでございます。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

現在進めているという答弁でした。

以前、市長の答弁もさっき御紹介しましたけれども、内容の見直しも毎年行っていただき、他の防災計画とともにブラッシュアップしていくようお願いいたします。

では、次に移ります。

避難行動要支援対象者を教えていただきました。避難行動要支援者、その対象者ですね、市には何人お見えになるのか教えてください。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

避難行動要支援者対象者につきましては、令和4年8月末現在で4,309人となっております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

4,309人というお話です。今のは令和4年8月末の数字ですけれども、先ほどお話ししました令和4年の11月1日現在の市の総人口は6万1,671人とホームページに載っていますけれども、そうすると約7%の方がそのような対象者だということが分かりました。

先ほど答弁がありました避難行動要支援者の対象の65歳以上の独り暮らしの方、また難病患者、人工透析患者の方からも災害時の不安な声を私もお聞きしています。

そこで、そのような対象者、避難行動要支援者の対象になる個別避難計画というものがありますが、この個別避難計画とは、支援を必要とする方の避難計画をお一人お一人の状況に合わせて事前に作成し、災害時に備えるものです。今後、この個別避難計画を作成していくことが必要ではないかと思いますが、市の考えをお聞きします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

個別避難計画につきましては、令和3年度の災害対策基本法の改正により、努力義務として規定されました。また、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、最終的には名簿に関わる避難行動要支援者全てについて作成が必要となるとは言いながら、真に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を対象として、避難行動要支援者の範囲を設定することが適当であるとされています。そのため、避難行動要支援者として名簿登録している方の中でも優先順位を決めていくことが必要となります。

市として個別計画を定めていくためには、実効性のある計画にするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要であると考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

そのような考え方ということもありますけれども、個別避難計画を作成していくに当たっての課題はどのように持っておりますか。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

個別避難計画は、避難行動支援者が要支援者を理解した方でないと思われしますので、要支援者1人に対し支援者がつくことになります。

課題としては、避難行動要支援者の優先順位の決定と、要支援者の状況を把握した支援者の選任、この2点であると認識しております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今言われた課題等もあると思いますけれども、支援が必要な方々の命を守るためにも、防災と福祉の連携で計画作成をお願いいたします。

続きまして、ペットと同行避難の現状をお聞きしました。市の地域防災計画に基づき対応するという答弁でありましたけれども、国は、在宅避難が困難で避難所まで逃げなければならない場合には、ペットとの同行避難を原則としています。

そこで、受入れ体制の整備の必要性についての市の考えと課題・問題点があれば教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

ペットの受入れ体制整備の必要性について御答弁させていただきます。

災害時には何よりも人命が優先されますが、ペットを連れて避難したいという市民の皆様のニーズにも対応していかなければならないと考えております。しかしながら、実際の避難所の運営は地元の自治会や自主防災会が中心となって行っていただくこととなります。まずはそうした方々の理解を得ることから始めなくてはならないと考えております。

次に、課題・問題点につきましては、避難所ごとに具体的な飼育場所をあらかじめ定めておくこと、ペットを飼っていないほかの避難者に理解を求めていくこと、平時からペットを避難させるための飼い主による備えなどが上げられます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今課題とかも説明していただきました。そのような内容を市民へ周知していただきたいと思っておりますけれども、どのような考えでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

まずはペットの飼い主の平時からの備えとして、ペットの災害対策について市ホームページなどで紹介をしていきたいと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今モニターにも、これは環境省のほうのホームページからですがけれども、飼い主の方へそのような周知をしていただきたいと思っております。

あと、答弁の中で、避難所の運営は地元の自治会や自主防災会が中心で、そういった方々の理解を得ることから始めなくてはという話がありました。その理解促進のために、また災害時、トラブルにならないためにも、市と避難所と運営組織とあらかじめ協議し、災害時の対応・調整をお願いしたいと思います。

ここまで防災対策の進捗状況について質問させて、確認をしながら質問をさせていただきました。多様化する自然災害から市民の命と暮らしを守るために、個別避難計画のところでも話がありましたが、様々な関係者と連携して、誰一人取り残さない防災を目指し、今後、防災対策・減災対策の推進をお願いし、次の質問に移ります。

大項目 2 件目の自転車活用推進の再質問をします。

計画についてはしっかりと検討をしていきたいということでした。前回からもう 3 年以上もたって、なかなか前に進まないかなというのが正直実感です。いま一度しっかりと検討することなので、よろしくお願いします。

次に、2 点目のこの自転車購入補助創設の研究についても答弁をお聞きしました。答弁がちょっと、私はどういう研究が進んでいるかという質問だったんですけども、他市町村の状況は分かりまして、もう一つ分かったのは、計画は策定したけれども補助創設はしていないとか、そういうことも分かったわけなんですけれども、その効果についても、どのような市として研究してきたのかお聞きしたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

自転車購入補助につきましては、県内で補助を行っている市町村は少ない状況です。市としては、県内の補助状況を調査した結果、補助創設は考えておりません。市民の健康づくりの一環として、運動の普及啓発に自転車の活用も有効であることを様々な機会を捉え、引き続き健康教育にて保健指導を実施してまいります。以上でございます。

**○1 番（馬淵紀明君）**

補助創設は考えていないという、それは近隣の他市町村がやっていないとか、いろんな理由があると思いますけれども、どのぐらいのレベルで話をしてきたのか、この 3 年間。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

担当者レベルでの検討会を行っております。以上でございます。

**○1 番（馬淵紀明君）**

担当課レベルですね。でも 3 年間あったわけですから、それが初年度で終わったのかとか、例えばそういう補助をしている市町村へ視察へ行ったとか、どのような調査をしたかとか、ほかにも例えばどのぐらいのレベルでのそういう話をしたかですね。財源がどうなって、対象がどうなって、目的がどうなったとか、そういう話まで行ったのか、行っていないのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

県内の補助状況と、どういう部分で補助創設をしているかという部分は、市町の情報を確認し、健康推進課のほうでは、健康づくりの一環としての自転車活用が有効であるということで、健康づくりの部分から啓発をしていくということで、検討を今してきたところです。以上でございます。

**○1 番（馬淵紀明君）**

分かりました。

愛西市も高齢化も含め、医療費のほうもかなり圧迫してきているわけですね。そういう医療費の抑制にもつながるという観点とか、やはり健康増進という意味でも、いろんな、補助だけではないんですけれども、いろんなことを考えて、健康推進課のほうもこれからどのような、

補助だけの目的ではないので、どういうことが可能になるかということのいろいろ研究してほしいと思っています。

ここの項目、自転車の活用推進について、もう少し大きな観点で質問したいと思います。

自転車は身近な交通手段であると同時に、多様な課題に対する解決策となると思います。市全体として、まちづくりに自転車を有効活用していく考えをお聞かせください。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

自転車は、健康増進につながるほか、環境にもやさしく、機動性に優れております。また、本市の地形が平坦であることもあり、買物・通勤・通学・レクリエーションなので日常的に気軽に利用されている乗り物であります。

市内では、小・中学校における自転車教室での乗り方指導、愛知県交通安全協会主催の自転車大会の参加、自転車乗車用ヘルメット購入補助制度の整備なので、自転車の活用にあたって必要な施策を実施しているところですが、今後はまちづくりという視点で自転車の活用を検討していくことも必要であると感じております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

企画政策部では、自転車の活用についてそのように感じているということは分かりました。ありがとうございます。

今あった答弁の他にも、高齢者の移動手段の確保、自転車を活用した観光地域づくり、第1回オリンピックはアテネで行われているんですけども、途切れることなく実施されている自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、健康寿命の延伸についても期待されているところです。

今日は防災対策についても質問しましたが、燃料を必要としない自転車は災害時における有効な移動手段として活用が期待されております。

そこで、最後に市長にお尋ねいたしますが、このような自転車の活用について、また市として、このまちづくりについての市長の考えを、どのような考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、お答えをいたします。

自転車の活用につきましては、先ほど議員からも健康面について非常にプラスになるというお話もございましたし、ニーズも高まっているのではないかとすることも認識をしております。

一方で、市といたしましては、自転車活用をさらに進めていくためには、ハード面の整備も当然していかなくてはならないということを思っております。

今後、自転車の市の様々な課題解決に向け、有効活用が期待できるものであるということは私自身も認識をしております。まちづくりの視点に自転車を取り入れることで、健康・環境をはじめとする分野で市の活性化につなげていくことができるのではないかとというような感想を持っております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今市長からお話があったように、やっぱり健康とか、健康を保つために自転車の利用ニーズが高まっていると言われております。

それから、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、人との接触を低減する移動手段としてもやはり自転車のニーズが高まっているのではないかと思います。私自身も日頃、自転車での活動も取り入れているわけですが、そういった方々と、サイクリストだけではなく、いろんな方と自転車を活用し、愛西市も広いところですから、市内の行動範囲が狭くならないように、高齢者の方の移動手段も含めて、今後市として考えていただきたいと思っております。

この自転車の活用だけではなりません、市の独自性を生かした施策を展開し、最近はわくわくドキドキすることが少なくなっているような気がします、魅力あるまちづくりを進めていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

1 番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時00分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の11番・原裕司議員の質問を許します。

原議員。

**○11番（原 裕司君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、地域包括支援センターの現状と課題についてお伺いをしようと思っております。よろしくお願ひします。

地域包括支援センターは、地域住民の医療と保健の向上、そして福祉の増進に向けた支援を包括的に行うことを目的として、2005年の介護保険制度改正をきっかけに誕生いたしました。

2025年には団塊の世代全員が後期高齢者である75歳以上になります。医療や介護のニーズは今後さらに高まると予測されています。

厚生労働省は、それに向けて高齢者の自立支援を目的として、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。少子高齢化の対策として整備が進められている地域包括ケアシステムを拡大させることにより、高齢者が要介護状態になっても今の住み慣れた地域で過ごすためには、住まいだけではなく、介護・医療・介護予防・そして生活支援などの生活に必要なサービスをしっかり提供できる体制を整えなければなりません。

こうした環境をかなえるためのシステムが地域包括支援システムであり、地域包括支援システムを支えるための拠点が地域包括支援センターであります。よく似た施設では居宅介護支援事業所がありますが、地域の高齢者を対象としている点は同じですが、対応内容が異なります。

居宅介護支援事業所は、主に介護に対するプランを作成する施設であり、介護サービスがス

ムーズに行われるよう、適切な事業所の紹介を行うのが主な業務であります。

地域包括支援センターは、高齢者からの幅広い相談を引き受けている施設であります。本市においても4か所設置がされております。

そこでお伺いをいたします。

1点目ですが、地域包括支援センターは、高齢者からの相談を幅広く受けるために専門職の配置がされておられると思いますが、施設ごとの職種及び配置人数をお伺いいたします。

2点目に、総合相談支援事業のほかに、どのような業務を行っているかお伺いをしたいと思います。

3点目です。このセンターの職員配置に当たっては基準があるかと思しますので、どのような基準で配置をされているかお伺いしたいと思います。

以上3点、総括質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

それでは、まず1点目の市内には現在4つの地域包括支援センターがあり、1つ目は、佐屋地区のうち、佐屋小学校区と佐屋西小学校区で市直営の地域包括支援センターです。配置人員は、主任ケアマネジャー1人、保健師2人、社会福祉士1人、ケアマネジャー1人となっています。

2つ目に、佐屋地区のうち、市江小学校区と永和小学校区で佐屋苑地域包括支援センターでございします。配置人員は、主任ケアマネジャー1人、保健師1人、社会福祉士1人、ケアマネジャー1人となっています。

3つ目に、立田と八開地区で愛西市社協地域包括支援センターです。配置人員は、主任ケアマネジャー1人、保健師1人、社会福祉士1人となっています。

4つ目に、佐織地区で愛西市社協佐織地域包括支援センターです。配置人員は、主任ケアマネジャー1人、保健師2人、社会福祉士1人となっています。

2点目で、地域包括支援センターの業務でございしますが、地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の健康・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に4つの機能を担います。

1つ目は、第1号被保険者の介護予防及び日常生活支援を目的とした第1号介護予防支援事業。2つ目は、高齢者の必要な支援を把握し、利用につなげる等の支援を行う総合相談支援事業。3つ目は、専門的・継続的な視点からの支援を行う権利擁護業務。4つ目が、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務でございします。

続きまして、配置人員の基準でございしますが、地域包括支援センターの職員に係る基準は介護保険法施行規則で規定され、区域内65歳以上の第1号被保険者の数に基づき、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職種、またはこれらに準ずる者を配置することとなっています。65歳以上の第1号被保険者の数がおおむね3,000人から6,000人未満で各職種1名の配置となっています。以上でございします。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁をいただいた包括支援センターの業務等に関して、順次お伺いしていきたいと思っております。

まず最初に、相談支援業務についてですが、以前、市役所の市民協働課にも相談させていただきました。老夫婦が住むお隣同士のトラブルで、早朝や夕方などにその方の家に向かって罵声を浴びせるなど、頻繁に行われて、悩んでおられました。自治会でもこの問題を把握しておりましたけれども、手に負えない状況でありました。市職員、そして包括の職員や警察の協力により幾度かの注意等を促しながら、そういったことを幾度と繰り返しておったわけなんです。最終的には防犯カメラを設置したことで落ち着いたということをお伺いしております。このような相談支援業務はまれだと思います。

そこで、各センターに年間どれぐらいの相談が寄せられているのか、また主な相談内容、こういったものについてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

令和3年度に地域包括支援センターにおける相談件数は9,732件あり、内訳は、市直営の地域包括支援センターが2,250件、佐屋苑地域包括支援センターが3,037件、社協地域包括支援センターが1,358件、社協佐織地域包括支援センターが3,087件でございました。

相談内容は、悩み事やサービス利用の相談が6,581件、介護予防ケアマネジメントが1,934件でございました。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

では、権利擁護に関わる業務についてお伺いをしたいと思います。

今年に入り、愛西市の高齢者が振り込め詐欺に遭い、数百万円だまし取られたと報道されておりました。このような高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの消費者被害への対応や、高齢者虐待の早期発見・防止、そして成年後見制度の手続などの支援の業務もこのセンターには含まれているかと思っております。それぞれの事案件数が分かればお答えをいただきたいと思っております。

○保険福祉部長（小林徹男君）

令和3年度に地域包括支援センターで対応した権利擁護事案の延べ件数は、成年後見に関する事案が193件、その他の事案が68件でございました。また、高齢者虐待事案の延べ件数は116件でございました。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

成年後見制度の相談件数、支援をされておられる数値が193件、随分高い数値だと思います。この数値から、本人による自己判断能力の低下、あるいは家族の代表者の役割を明確にすること、また身寄りのない方への支援が必要になってきているということが分かりました。



では、116件に及ぶ高齢者虐待についてですが、認知症への認識不足や長期にわたる介護疲れにより介護者のストレスが蓄積し、暴力行為ばかりではなく、食事の介助や排せつ介助など介護放棄の虐待が繰り返し行われているケースも耳にいたしております。また、逆のケースもあるかと思えます。行政主導でこういったケースについて、施設入所等の対応をした事例があるのかお伺いします。

また、この支援が長期にわたる場合、他の機関との連携が必要になるかと思えます。そういった場合、どのような機関と連携が多いのかお伺いをしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

令和3年度の相談通報受理件数は23件あり、そのうち9件を虐待認定しております。

虐待の種別としては、重複案件もありますが、身体的虐待が7件、ネグレクトが3件、心理的虐待が2件でございました。

虐待の程度としましては、深刻度1が5件、深刻度2が2件、深刻度3が2件、深刻度4が1件でございました。

なお、行政主導で入所対応した事例はございません。

支援が長期にわたる場合には、定期的に高齢者と関わりのあるケアマネジャーや介護保険事業所と連携し、異変があった際には連絡を密にしております。地域包括支援センターで対応が困難な事案については、警察の協力を得ながら対応をしております。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

答弁の中に、虐待の程度についてお答えをいただきました。その中で深刻度3、深刻度4、どのような状態がその深刻度に当たるのかお答えをいただきたいと思えます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

深刻度3は、重大な健康被害が生じていたり、生活継続に重大な支障が生じていたりする状態で、適切な保護の検討や専門機関の介入が必要になる場合でございます。

また、深刻度4は、生命・身体・生活に危機的な状況で、保護が必要な状態でございます。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

やはり、虐待の深刻度が増すごとに生命に危険が及びます。介護疲れで家族をあやめる事態だけは避けなければなりません。そのためにも、身近に相談できるケアマネジャー、通称、我々はケアマネとよく言われておりますけれども、こういった存在が大変重要になってくるわけでありませぬ。

次に、そのケアマネジャー、ケアマネがマネジメント業務を行っておるわけですが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

高齢者を守るためには、やはりケアマネの働きかけが大変重要となっておるわけなんです、そのためにやっぱりケアマネのサポートも必要になるわけです。地域包括支援センターはこの

役割を十分務めなければならないということは私も認識しておるわけなんです、本市における、どのようなこういったケアマネをサポートしていくか、このことについてお伺いをしたいと思います。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

ケアマネジャーが抱えている困難事例には、一緒に訪問して対応方法を考え、地域ケア会議にていろいろな職種の視点から課題解決の検討をすることにより、ケアマネジャーの支援の力量形成を図り、地域の協力体制を整えています。

また、ケアマネジャーに地域の社会資源の紹介や調整を図り、利用者に必要なサービスが受けられるよう支援し、ケアマネジャーの資質の向上のため、ケアプラン作成等の研修会を開催しています。以上でございます。

**○11番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございました。

ケアマネ業務について、私も資格を有しております、可能な限りその人がその人らしい生活ができるために、家族や本人の身体状況、希望、要望に添いながらプランを作成するのが本来の姿だと思います。

しかしながら、身近に希望するサービスや、また提供できる範囲も限られていることから、こういったことが課題ではないかと感じております。選択枠を広げる施策として、やはりボランティア活動、そして組織などを支える働きかけを行政のほうから行っていただく必要があるのではないかと考えております。財源にも限りがあるということは承知しておりますが、高齢者の占める割合が増え続けておりますので、引き続き福祉事業の充実、新たな福祉政策、例えば高齢者の選択ができる多様な移動手段であるとか、そういった日常生活、地域で生活ができるような福祉施策を進めていただければありがたいというふうに思っております。

では、市の施策の取組についてですけれども、介護を必要とする状態を少しでも遅らすことができる介護予防の観点から、地域包括支援センターでは、要支援1・2の高齢者向けに介護予防のケアプランの作成も行っております。現在のケアプラン作成の件数についてお伺いをしたいと思います。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

令和3年度のケアプラン作成は、ケアマネジメントAが3,053件、ケアマネジメントCが106件、介護予防支援が4,237件でございました。以上でございます。

**○11番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

市全体で年間7,396件のプランの作成の依頼があるわけなんです。そのうち現状として412件が包括センターでプランを作成しているということがいろいろと調べてくるうちに分かるわけなんです、対応できない部分を他のケアマネのほうにお願いしている状況でもあるわけなんです、やはりケアマネ配置数が依頼数から見れば業務量がちょっと多いような気がします。特に、先ほどの数値から見ますと、立田・八開地区、そして佐織地区においては、主任ケアマネは配置

されておるわけですが、ケアマネのほうに配置されていないということも課題であるのではないかと確認ができました。

では、フレイル予防対策について、介護予防対策の教室であるとか、セミナーであるとか、こういった事業の取組を行っておられますが、どのような取組に力を入れられているのかお願いしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

フレイルとは、健康な状態と日常でサポートが必要な介護状態の中間のことです。早期に兆候に気づき、介護が必要となる時期を先送りできるよう、フレイル予防教室等の健康教室やサロンにて健康教育を行っています。

栄養・運動・社会参加が予防のポイントとなり、自分事として考えていただけるよう、ほかの事業に参加された方などにも声かけをしながら周知したいと考えております。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

今は介護を必要としなくても、近い将来、その時期が訪れるかと思えます。介護を必要としない健康寿命を延ばすためには、先ほどの答弁の中にも社会参加ということが大変重要だという答弁でございました。

ただ、高齢者が参加しやすい行事、例えばお出かけサロン等の地域に活性化していくような必要があるんじゃないかと。遠くなところでいろんな教室を開いてもなかなか参加できないというような状況にもありますので、こういったことを地域で活性化していただく。そして、引き続き拡充支援のほうをお願いしたいと、このように考えております。

次に、地域包括支援センターの認知度についてお伺いをしたいと思います。

市内の知り合いの母親で、認知症が進み、徘徊行為が見られることで行方不明になることがあるそうです。このような場合、まず警察、担当ケアマネ、包括支援センターの順に相談をされているそうです。地域包括支援センターは、他の関係機関との連携がやはりしっかりされているので、時間帯によっては、最初に相談をすれば必要な機関との連絡もスムーズにいき、捜索活動も早いと考えております。そのためには、やはり地域包括支援センターの認知度を高めていく必要があると感じておりますが、その取組についてお伺いをしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

地域の相談窓口である地域包括支援センターを広く市民に知っていただく必要があり、認知度の向上が課題であると認識はしております。

本年度、地域包括支援センターのPRに当たり、あいさいさん祭りにおいてブースを出展いたしました。高齢者ばかりでなく、若い方にも来場いただき、57名の方にフレイルチェックの実施や、地域包括支援センター等のパンフレットを配布し、好評であったと感じてはおります。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

今までの答弁から、地域包括支援センターの職員配置数、そして相談件数等の差異があるなと感じております。業務量であるとか、職員の質、これが対応に困難となることがやはり考えられております。

表のほうをちょっとお出しいただきたいと思います。

これが冒頭にお伺いした数値であります。職員配置の積算がその地域の老人人口の占める割合だけではなく、やはり相談業務の実績、そしてケアプランの作成依頼数、こういったものを加味して配置が必要ではないかと思うわけです。

先ほど、ケアマネが立田・八開、佐織ということでないということも上げられておりますけれども、やはり1人当たりケアプランを作成する人数も決められておりますので、こういったことも加味をしていただければありがたいなというふうに思います。

それと、今後、佐屋包括支援センターが全ての佐屋地区を担当するということになると思います。そうなりますと、相談件数が約5,300件の相談件数になるわけです。佐屋苑に移行する理由も含めて、今後の課題解決に向けた取組についてもお伺いしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

市直営の地域包括支援センターを委託に出すに当たっては、民間の専門性やスキルを生かすことを目的に、プロポーザル方式で契約を進め、その結果、佐屋苑が選定され、佐屋地区全体を担当することとなりました。

佐屋地区全体を移行するに当たっては、65歳以上の人口による職員配置基準以外にも、65歳以上の人口が職員1人当たり1,500人以下になるよう配慮しております。

また、永和小・市江小学校区は相談件数が多いため、職員配置を増やすなど考慮しております。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

では、これから全ての地域包括支援センターが委託されることになるわけです。各地で問題解決に向けて、各センターが活動するわけですが、特に高齢福祉課との関わり、どのようにお考えになって進められるかお伺いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

来年度より地域包括支援センターは全委託となりますが、社会福祉法人の持つ専門性やスキルを生かしながら、今後も様々な支援に取り組んでいきます。市としては、それぞれのセンターの取りまとめを行いながら、円滑に運営を進めていきたいと考えております。

また、毎年、国の定めた指標に基づき、地域包括支援センターの事業評価を行っており、それを踏まえた上で次年度の事業計画を作成し、課題や目標を設定しています。策定した事業計画に沿って運営をし、課題解決に取り組んでいきます。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

国は、これからの課題として、認知症サポート活動推進、そして地域づくり推進事業として、チームオレンジの取組を推進しております。これは、自治体で本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備を進めるわけであります。認知症と思われる初期段階から、心理面・生活面の支援として、市がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと認知症サポートを中心とした支援者をつなぐ仕組みとなっております。

本市においても、これまで地域で支える取組として、認知症サポーター養成講座であるとか、地域の見守りネットワークなど支援事業を行っており、当然、育成事業として進められているわけですが、まだまだやはり受講生の支援、積極的な支援、こういった支援参加が必要であると考えております。今後、市はこういった受講生の修了者等のやはり大切な担い手である資源の掘り起こし、こういったものをどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思っております。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

令和3年度は、小学校や企業、地域のサロン等で認知症サポーター養成講座を実施し、131名を養成しました。令和3年度末時点で、サポーター数は3,706人となっております。

今後も地域共生社会に向け、講演会やサポーター養成講座の実施を継続し、幅広い年代、職域の方に認知症の知識を普及していきたいと考えております。

また、認知症サポーターの活用に向け、講座修了者を対象として認知症サポーターフォローアップ講座を開催し、認知症の理解を深めていただき、今後は認知症地域支援推進とともにチームオレンジの設置に向けた検討を進め、認知症に関するイベントの手伝い等に活躍していただきたいと考えております。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

これまでの受講生が3,706人ということであります。例えば、この1割、2割の方が日常生活の中で何らかの認知症サポーターとして地域活動の機会があれば、認知症の高齢者を抱える家族にとってはありがたいことだと思います。核家族が進むによって、家庭内での介護が困難になりつつあります。家族に要介護者がいることによって、若年層への負担も社会問題となって取り上げられております。

これらの課題を解決するには、やはり地域の高齢者や介護や見守りを各家庭に任せるのではなく、地域全体で行う方向に転換が必要ではないかと考えております。地域全体で高齢者を見守る働きかけを促進したくても、介護は家庭で行うべきと考えられる方も多く存在します。こうした考え方が原因で介護問題に苦しんでおられる方もおられます。地域住民を介護による大きな負担から救うためにも、地域包括支援センターに困りごとを相談すれば、地域のつながりを駆使して解決してもらえるという考え方をより市民に広めなくてはならないと考えております。こういうような共通認識を誰もが当たり前のように持てるように働きかけることや、今後、より多くの方が地域包括支援センターの支援を求められる環境づくりということも大変必要になってくるかと思っております。

令和6年度には介護保険制度の改正が行われます。ケアプランの自己負担、そしてサービス利用料の原則2割、そして要介護ごとの区分支援限度額の見直しなどが今検討されております。しっかりとした介護予防事業を進めなければ、サービスを利用される方が増え続けることで介護保険費用額は増すばかりであります。少しでも緩やかにするためには、地域包括支援センターの役割が本当に重要だと考えております。

業務量に応じた適正な職員配置については、先ほど答弁にもありました。やはり、相談業務の業務量、こういったものを検討しながら配置を考えておるといような答弁でありました。日常生活の中でほんの小さな支援が介護予防につながると思います。地域で小さな支援事業が数多く選択できる提供体制を整備するとともに、高齢者が元気で長生きを目指したさらなる支援事業の充実を求め、私の質問を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時50分といたします。

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

**○16番（山岡幹雄君）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をします。

今回は、市の小・中学生の現状とマイナンバーカードについて質問します。

昨日、不登校につきましては角田議員が質問されてみえますが、重複しますけど私なりに御質問させていただきますので、御答弁のほうよろしくお願いいたします。

全国の小・中学校で2021年度に不登校だった児童・生徒は、前年度から4万8,813人増の24万4,940人で、過去最多となったことが10月27日文科科学省が公表した問題行動・不登校調査で分かりました。

文科省は、不登校が大幅に増えた要因について、コロナ禍での生活リズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れのほか、活動制限が続いて交友関係が築けないことに伴う登校意欲の低下を指摘。児童・生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法が浸透したなども背景にあると見られている。不登校の内訳は、小学校は8万1,498人、中学校は16万3,442人、過去最高になっております。

そこでお尋ねします。

市の教育委員会にお尋ねいたします。愛西市での不登校の現状を教えてください。

続きまして、市の小・中学生の現状につきまして、小学生の安心・安全についてお尋ねいたします。

小学生の歩行中の交通事故、平成29年から令和3年を見ると、小学生1年生、死者重傷者数は6年生の約3.7倍、死者に絞ると1年生は6年生の7倍に上りました。

図面のほうというか、画面を皆さんよろしくお願いします。

警察庁が平成29年、2017年から令和3年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者重傷者はこの5年間で2,522人に上ります。

学年別に見ると、最も多いのは小学生1年生の627人で、学年が進むにつれて減少し、最も少ないのは小学6年生の170人となっています。死者に絞りますと、最多は小学校1年生の14人で、最少は小学校6年生の2人となっております。歩行中の交通事故については、死者重傷者では、小学校1年生は6年生の約3.7倍、死者に絞ると7倍になると発表がございました。

時期としては、始業式から夏休みまでの4月から7月や、夕暮れが早くなる10月から11月、時間帯は登下校時に集中しているそうです。やはり、入学後初めて通う道であり、子供だけで歩くのに慣れていない1年生が多いようです。

こういったことから、市において1年生の1学期の時期は特に交通対策を強化しており、保護者や教師同伴の集団下校を行っていると同っております。

一方、危険な交差点には、市がお願いしている交通協会の指導員の配置がされているとのことです。

そこでお尋ねします。

津島警察署管内の過去3年間の小・中学校に関する交通事故件数を教えてください。子供の安心・安全を守るために現在の現状も教えてください。

続きまして、教育委員会の事務点検評価報告書、通学路の安全点検事業実施状況について、教育委員会の委員から、通学路の安全点検について危険箇所が見つかったときどのように対策するのかの質問に対して、委員会は、関係部署と連携して進めると議事録がありました。

これは後でまた御質問しますが、令和2年、通学路点検18校70回、合同点検箇所数90か所、改善等の対策済み65か所、令和3年、通学路点検18校69回、合同点検箇所数111か所、改善等対応済みが39か所と記載がありました。これはどのように行ったか御説明をよろしく願いたします。

令和2年9月に、スポーツ庁より学校の働き方改革を踏まえた部活活動についてが通知されました。令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されています。

中学校における部活動は、設置運営は法令上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられています。

この通知では、教師の勤務を要しない日に部活動の指導に携わる必要がない環境をつくり、教師の負担軽減を図るとともに、部活動の指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、地域の活動として実施できる環境を整え、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものとなっています。令和5年度まで中学校の部活動についてどのように行っていくのかお尋ねいたします。

続きまして、マイナンバーカードの普及、活用についてお伺いいたします。

現在、本市では行政手続のオンライン化に向けた環境整備を進めていますが、その実現に向

けて、電子証明書を利用したオンライン上での本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及・促進が不可欠となります。

国では、経済対策の一環として新たなマイナポイント事業を開始するとのことです。報道によると、新たにマイナンバーカードを取得した方に最大5,000円分、カードに健康保険証として利用登録した方には7,500円分、カードを公的給付金の受取口座に登録した方に7,500円分のポイントが付与されているとのことで、今後、さらに多くの方がマイナンバーカードの交付申請をされることが予測されております。

そこで、マイナンバーカードの交付率を教えてください。

以上、一括質問を終わり、御答弁をよろしくお願いいたします。

### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、愛西市の不登校児童・生徒の現状はということでお答えしたいと思います。

令和3年度における不登校の人数は、小学校で34人、中学校で82人でございます。

続きまして、津島警察管内の交通事故件数等でございますが、小・中学生の交通事故件数につきましては、愛西市内における件数の資料がないため、小学生及び中学生の年齢に該当する6歳から12歳までと13歳から15歳までの過去3年の件数について、一般財団法人愛知県交通安全協会が発行しております交通安全統計に基づく津島警察署管内における交通事故件数でお答えいたします。

令和元年、6歳から12歳が35人、13歳から15歳が32人、令和2年、6歳から12歳が19人、13歳から15歳が21人、令和3年、6歳から12歳が31人、13歳から15歳が15人でございます。

続きまして、子供の安心・安全を守るための現状でございますが、通学路について、毎年1回、警察、道路管理者、教育委員会が連携して危険と思われる箇所を確認し、解消に向けた対策を講じております。さらに、交通指導員やスクールガード、地域見守り隊、こども110番の家など、地域の皆様のお力で子供たちの安全を守っていただいております。

また、各学校において、交通安全教室や防犯教室など、子供たち自身の意識の向上に向けた取組を行うとともに、毎年新小学1年生全員へ防犯ブザーを配付するほか、ヘルメットを着用して通学する一部の新小学1年生や新中学校1年生には、ヘルメットを配付しております。

続きまして、どのような対策を行ったかでございますが、教育委員会では、通学路であることを明示するための看板を設置し、車の運転者に注意を促しております。

続きまして、中学校部活動についてでございます。

中学生の部活動の運営に関しましては、地域移行について、今年度6月と8月にスポーツ庁及び文化庁に検討会議の提言が提出されたことを受け、令和5年度から7年度までの3か年を改革集中期間と改めて示されたことから、8月に地域部活動推進検討会議を設置し、移行可能な部活動から順次実施を予定しているところでございます。現在は、中学校部活動の現状把握と課題解決に向けて検討を進めているところでございます。以上でございます。

### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、マイナンバーカードの交付率について御答弁申し上げます。



令和4年11月27日現在、愛西市の交付率は48.7%です。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

愛西市教育大綱に、いじめ、不登校対策の充実、いじめの未然防止、早期発見のためのアンケート実施や面談の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の学力向上や社会性の涵養に努めますと記載があります。

不登校児童・生徒の学力向上や社会性の涵養という通知表の項目に、学びに向かう力や人間性の涵養が追加されたと記載がございます。これをどのように進められたかお尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

不安や悩みを相談できない子供たちへの対応としては、周囲の大人たちが子供たちのSOSを受け止め対処していくことが重要であります。不登校児童・生徒の学びの面での対応としては、タブレットを活用したオンラインでの授業参加などの手法を取り入れております。また、不登校児童・生徒が集団生活になじむことができるよう、様々な活動の機会を設けるとともに、社会的自立や学校復帰などを目的とした適応指導教室すまいるを市内に2か所設置しております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございました。

不登校の未然防止への取組も重要であると認識する一方で、私は、多様な要因で起こる不登校への未然防止への取組を強く求めることにより、学校の先生方や保護者、そして不登校または不登校傾向である児童・生徒に不必要なプレッシャーを与えてしまうことになるのではないかと懸念しております。

そこで、不登校になったとしても、本人や保護者が傷つくことなく支援できる体制の充実を進めるために、これはどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

不登校に関し、学校におきましては学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による児童・生徒や保護者との教育相談体制の充実を図っています。

不登校となることを防ぐための対策としては、学ぶ意欲を育み、進んで登校したいと考えるような学校づくり、心の教育の充実、教員の資質向上と指導体制の充実、学校・家庭・地域社会の連携などを図っております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございました。

それで、不登校の対策について、名古屋市では不登校生徒の居場所としてスマイルルームを設置。担当職員が常勤し、間仕切りによって周囲から見えない場所で勉強、職員と一緒にカードなどを使った学習、このことによって、スタッフから生徒が自分のペースで過ごせる場所であることで、学校に行ける選択肢が増えるとメリットを強調。

各学校にスマイルルームを設置して不登校生徒を支援することを要望したいが、意見を伺いたいと思います。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

名古屋市では、様々な理由で教室へ入れない生徒が、校内の教室以外の居場所で学ぶことで将来の社会的自立につながる力を伸ばすことを目指し、スマイルルームを校内に設置していますが、愛西市では、不登校児童・生徒の学校外における居場所としての適応指導教室すまいるの設置により、教室以外の居場所づくりに取り組んでいます。

名古屋市が設置しているスマイルルームなどでは、校内に不登校傾向の見られる児童・生徒の居場所をつくることで不登校となることを防ぐことや、不登校だった子が登校できるようになるなどの効果が期待されますが、教員配置や設置場所などの課題があることから、設置に向けては慎重に検討する必要があると考えております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございました。

愛西市に2か所、今の市江コミュニティですか、それと佐織の福祉センター、2か所ございますが、以前、市江のところは、私伺って、やはり子供さんが見えて、裏のほうからたしか2階に行けるような状況で、ただ福祉センターは、やはり周りが商工会があったり、老人さんの出入りが多い。その場所にやはりそういう小学生とか中学生がお見えになって、やはりあそこになぜそういう子供が来るのかなというお尋ねもありました。

これは、それぞれお考えがあると思いますが、やはり学校になじむように、お友達も同じ入学された子供さんがお見えになると思いますので、小・中のほうに行っていただくよう要望させていただきます。

続きまして、教育委員会の事務点検・評価報告書、評価シート、基本方針が教育施設の充実の成果並びに今後の課題で、教師、児童・生徒、保護者、スクールガード等による多くの視点で通学点検が実施された。学校から報告のあった改善要望箇所を、道路管理者や警察と一緒に合同点検を実施し、通学路看板など市教委で対応できるものは速やかに対応した。今後も各管理者と協力して危険箇所の解消を進めていくと記載がありました。

この危険箇所はどのようなところか、お尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

危険箇所といたしましては、道路の幅員が狭く歩道も設置されていないが、車や自動車がよく通る箇所、停止線や外側線が消えかかっている箇所、住宅が新築されて交差点の見通しが悪くなった箇所などが上げられます。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

それぞれ危険箇所の説明がありました。

そこで、教育委員会の議事録を見させていただきまして、子供の安全について協議がありました。

ある委員から、登下校の際の安全確保について、旗が交差点の角にあり管理ができていない

状況が続いていると。雑草が進入禁止のネットフェンス等に巻き、子供たちが左右確認しづらい場所があちらこちらにありますと。地元の方にお伝えして、いろいろお願いしたんですが、その委員さんが対策をしていただきたいという要望がありました。

そこで、委員会は市の構築物については手が出しやすいですが、民地の雑草になると協議になるので課題として残る現状ですと。要するに、処理はしていないということで、その関係については、通学路の交通安全に関しては、津島警察署にも働きかけていきたいということの御答弁でした。

また、ある委員さんは、私有地の対策は実施が難しい。これ、評価がされてみえるんですね、C評価とされています。そこで、いろんな危険箇所はある中、小さな事故があるといずれは大きな事故につながると思います。今後どのように対策を立てていただけますでしょうかというお尋ねに対して、これも、通学路の点検は年1回行っていただいております、通学路については教育委員会のカテゴリーですが、一般のところは土木課や危機管理課と共有しながら進めてまいりますという御答弁がありました。

そこで、今年度も猛暑により草の成長、空き家での枝により通学路の安全が確保されない場合の対応をお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

民地で繁茂している雑草が路上にはみ出し、歩行者等の通行に影響を及ぼしている場合につきましては、その土地の地権者に対しまして文書等にて除草の対応をお願いしております。

また、道路ののり面などの管理につきましては、地域の住民の皆様に御協力をお願いしております、良好な環境が保持されております。

また、空き家が原因の場合につきましては、原則、空き家の所有者を特定し、文書等にて管理に関する責任を伝え、適正な管理を依頼しております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

私も、ちょっと写真を見ていただきますと、白線の隣にくつつき虫というちょっと外来種と思うんですけど、最近この草が相当生えるんですよ。これをちょっと地域の人から取ってくれと言われて取らせていただきました。

ちょっと、次、お願いします。

取った状態はこういうことで、やはり子供さんがくつつき虫がつくと嫌がるもので出ちゃうわけですね。

次、お願いします。

これ、U字溝があるんですけど、U字溝にもくつつき虫とか清掃されていない。地域の方が清掃されるんですけど。

次、お願いします。

これがくつつき虫で、今、秋ですので、相当もう、僕もくつつくと、モナガラがすごく取りにくいんですわ。

次、お願いします。

これ、白線なんですけど、これも完全に田んぼののり面で白線が見えない状態です。

次、お願いします。

こういうきれいなところは、きちんと緑色の線を引いて、きれいに白線の内側を通学路として通ってみえます。

次に、こんなような状況があるんですが、1つ言えるのは空き家で、最近空き家も多くなっております。枝の伐採は土地の所有者、先ほど御答弁もありましたが、所有者に確認せず、僕もちょっとそういうことは御遠慮しておるんですが、個人的に伐採したら法的に問題があるのかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

民法第233条では、第1項において、隣地の竹木の枝が境界を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができるとされており、また第2項では、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができるとされています。民法では、空き家の所有者の承諾を得ずに枝の伐採をすることを認めてはおりません。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

私も、草は多分いいと思うんですけど、木やなんかはちょっと取っていないんですけど、それには気をつけたいと思います。

それで、子供の安心・安全に対して市の道路管理者はどこまで対応できるか、再度お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

通学路の安全確保のため、市の教育委員会、学校、警察等と交通安全プログラムに基づきます合同点検のほうを行っております。その点検により指摘されました危険箇所について、防護柵の設置やカラー塗装など順次実施をしております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

またちょっと要望させていただくんですが、それで、子供の安全を守るためには地域の方との連携が不可欠です。特に登下校の通学路や放課後においては、誘拐の前段階とも言える声かけ事案が多く発生しており、これは全国的に多いわけですが、地域の方の見守りは大変大きな力となります。また、実際に児童が不審者に遭遇したとき、こども110番の家を知っていても、なかなか知らない人の家に簡単に駆け込むというのは難しいと多分子供さんは思っておると思います。

先進的な取組としては、こども110番の家をオリエンテーリングで確認したり、実践的に、下校時に不審者と遭遇したという想定で地域110番の家やコンビニなどに逃げ込む訓練を行ったりしている自治体もございます。このような実践的な不審者対応訓練をどのように考えているかお尋ねいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

いざというときの行動は、日頃の訓練や練習が必要ですので、学校と情報を共有しながら実施に向けて検討してまいります。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

訓練を1年に1遍でもいいですもんで、こども110番がこういうところにあるよということで訓練をお願いします。

次に、警視庁が10月31日より自転車の交通違反に対する取締りを強化しているとの報道が出ております。

これは、自転車による信号無視、一時不停止、右側通行、徐行せずに歩道を通行の4つの違反については、悪質な場合は、これまでのように警告でとどめず、罰金など刑事処分の対象とされます。

中学生の登校時に右側通行の対策はどのように指導するかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

登下校時に生徒自身と歩行者の安全確保ができるように、関係各所と協力して指導などを検討してまいります。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

それで、子供の安心・安全を守るために、交通安全指導員さんが各地区にお見えになるわけですが、その方々と教育委員会との連携をどのようにされているか、現状を教えてください。

○教育部長（三輪進一郎君）

交通指導員には、登下校の時間の確認や、学校行事や休校などの情報共有、有事の際の報告など、担当している小学校と直接連絡を取り合っているところがございます。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

部長のほうから直接というお話ですが、まず、教育委員会と年1回、警察、それぞれ土木課、危機管理課、なぜその交通安全指導員さん、これ、毎日行ってみえるわけです。だからどこが危険なのか、どういう状況だというのは多分把握してみえると思います。また、現状、小学生の高学年とか中学生の方々にどこが危ないのか、そういうのをなぜ聞かないかなど。ただ警察が協議するのは大人の協議ですので、実際そういう現場に携わる指導員さん、子供さんたちのやはりアンケートなどでどこが危険なのか、やはりそういうのも聞かれたらどうですかね。

ただ、実際、この評価の表を見ると、こういうふう聞いてやっております、18校がやっていますは分かるんですわ。だけど、現状我々のほうに、議員に聞いてというか、聞こえてくるのは、やはりここは危ないんじゃないの、ここはこうじゃないのということをお聞きします。ですから、やはりどこが危険かどうかというのは、現状利用してみえる子供さんとか、そういう安全協会の指導員さんに協力していただいて、実際そういう評価をされたときの立場上、そういうのをやっていただきたいということで要望いたします。

次に、部活動の指導ガイドラインを市は定めているかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

本市におきましては、平成31年3月に部活動指導ガイドラインを作成しております。

令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する提言を踏まえ、国のガイドライン

が改定予定ですので、その内容に沿った内容に変更することを予定しております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

それで、教育委員会で、各学校は既に部活動の顧問が保護者の方に部活動の方針の説明がありました。現在、顧問選定をどのように行っているのか、再度お尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

中学校の部活動顧問は、各学校が部活動の種目ごとに教職員の適性を踏まえた上で選任しております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

では、中学校の部活動を地域のスポーツクラブで運営する自治体があります。スポーツクラブの指導員の育成、養成した上で部活動に派遣するという仕組みであり、教員の働き方改革のほか、生徒、住民が交流することで、地域活性化につなげるのが狙いであるとのこと。

本市において、部活動の改革に向けて具体的な検討を進める必要があると思いますが、今後どのような取組で行くのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

教育委員会では、休日部活動の地域クラブ移行に関し、国や県から示されるガイドラインなどの情報を確認するとともに、地域部活動推進検討会議を設置し、協議・検討を進めているところでございます。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

すぐ令和5年度が来ますので、3年間で決めていただく。

報道機関で、文化系も問題視されてみえます。スポーツ系はそれぞれやってみえる方、文化系もやってみえる方もお見えになると思いますので、早急に対策のほうよろしくお願いします。

次に、マイナンバーカードについて、現状、マイナンバーカードを保持していなくても不便を感じる場合はほとんどありません。しかし、運転免許証を持っていない方にとって、1枚で身分証明書ができるマイナンバーカードは非常に便利です。

今までは、パスポートが身分証明書として有効でした。ところが、2020年2月4日以降に受給申請されたパスポートは、住所記載欄が削除され、その結果、住所確認書類として無効となりました。本人確認書類として機能を失ったことにより、困っている方も一定数発生しているようです。

また、2022年3月のマイナンバーカードは、保険証と一体化、お薬手帳の代わりにもなります。運転免許証との一体化も将来的に検討されており、マイナンバーカード1枚で様々な機能を保持する予定です。その他、転職、休職、退職における社会保障や年金などの手続もマイナンバーカードがあれば円滑に実施できるよう環境整備が進んでいます。

今後のマイナンバーカードの活用展望をデジタル庁が公表しています。マイナンバーカードを発行していなければ困る場合に遭遇する可能性もあります。

なお、デジタル庁は2022年10月に2020年秋の今の健康保険証を廃止し、マイナンバーカード

の一体化を目指す方針を発表しました。市は、このマイナンバーカードの普及と活用性の促進についてどのように行うのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

普及につきましては、広報、ホームページ、LINEなどで順次マイナンバーカードに関する情報をお伝えしています。

今年度は、あいさいさん祭りや市役所南館での申請支援を実施し、今月からは近隣集客施設でのマイナンバーカードの啓発、申請支援を行っています。

カードの交付についても、平日に来庁が困難な方のために土・日の臨時開庁交付や、毎月第2日曜日の開庁日、第2・第4水曜日の延長業務では予約制で交付を行っています。

利活用については、市民課でのマイナンバーカードを使った申請書作成支援があります。

そのほかでは、健康保険証としての利用、公的個人認証サービスの利用、またマイナポータルでのワンストップサービスなどがありますが、愛西市としてどのように活用していくかは今後の検討課題です。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

画面をお願いします。

国が、一応こういう8つのメリットがあるということでお示ししております。

この対応をお尋ねいたします。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

デジタル庁、総務省は、マイナンバーカードを活用することで便利になる様々なサービスを上げていますが、詳細が示されていないものもあり、内容によっては所管課の判断が必要になります。

市としましては、国からの情報収集に努め、マイナンバーカードをどのサービスにつなげていくか研究してまいります。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

10月の臨時会に、マイナンバーカードを取得していない市民の交付申請の機会を増やすため、マイナンバーカード申請出張所事業として1,235万1,000円が可決されました。その方法について教えてください。

**○市民協働部長（人見英樹君）**

場所につきましては、ヨシヅヤ津島本店、ヨシヅヤ平和店、ヨシヅヤJR蟹江駅前店、ピアゴ佐屋店、MEGAドン・キホーテUNY勝幡店のいずれかの場所で、土・日を中心に週3日程度実施し、時間は午前10時から午後4時までとなります。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

もうこれ、時間です。

**○16番（山岡幹雄君）**

はい。

最後に、この間、この安心・安全なまちづくり市民大会がございました。そこに標語として、

北河田小学校「行ってきます必ず回ってただいま」という標語があります。このような事件がないようによろしくお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時45分といたします。

午後 2 時31分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位14番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村議員。

○3番（中村文武君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。この下の質問の議会の最後、お疲れのところ恐縮ですが、御答弁のほうよろしく願いいたします。

早速、大項目2点質問いたします。

人口減少対策と財政についてです。

人口減少は国家的な課題であり、先日、官房長官も出生数が最低となったのは危機的状況だという御発言がありました。人口減少はすぐには痛みが伴いませんが、国際競争力も落ち、市の存続に関わる事態へと発展しかねません。じわりじわりと地方自治に影響を及ぼしてきます。日本のためにも地域のためにも、人口減少対策はやらねばなりません。

しかしながら、どこの市町もなかなかうまくいきません。そこで、うまくいっている近隣市と比較して検討してみたいと思います。

お隣の弥富市は、平成17年から比較して人口は横ばい状態でございます。一方、愛西市は約3,000人以上減少しております。この差の要因は、市としてはどのようにお考えでしょうか。

そして、本市にとって、20代、30代で転出されると影響が非常に大きいかと思いますが、過去3年でどれぐらいの転出があるのでしょうか、お伺いいたします。

また、私は人口減少対策には子育て政策と土地利用計画が重要と考えております。

まず、土地利用計画についてお伺いします。

総合計画24ページには、人口減少の中、人や企業を誘導すると記載がありますが、どのように人を誘導していくのでしょうか。

次に、子育て政策です。

人口を増加させるには第3子の出生数がポイントとなってきます。そうなりますと、第3子に対するインセンティブを大きくするということが効果的だと考えます。

本市は、第3子のお子様、特に3歳未満の方は何人いるのでしょうか。また、第3子の保育料無料化を検討することはしないのでしょうか。さらに、第3子出産時に給付金を増額するこ



とを行ってはいかがでしょうか。この件について、近隣の市町の条件も併せてお伺いします。

一方で、財源不足では市独自の事業も簡単にはできませんので、財政についても併せてお伺いいたします。

本市は、積立金が各種合わせて約180億程度ございます。有益に活用すべきだとは思いますが、必要な額は積立てしておかないといけません。

そこで、大災害発生時にはどれぐらいの費用が必要か、見積りはされておりますでしょうか、お伺いします。

また、今後、多額の費用がかかってくるのは水道などのインフラを含む公共施設の更新、建て替えです。どれぐらいの費用がかかるのか想定しているのでしょうか。

さらに、多くの方が気にされている道の駅都市公園整備事業についてお伺いします。

事業完了までの今年度以降の各年度の国庫補助、国補を除く予算計画はどのようになっているかお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁のほうよろしくお願ひします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目の人口減少対策について、弥富市と愛西市との人口減少の差の要因分析について御答弁させていただきます。

人口の変動には、出生数と死亡数の差による自然増減と、市外への流出数と市内への流入数の差による社会増減の2つの要素があり、出生数が多い場合は自然増となり、流入数が多い場合は社会増となります。

本市と弥富市では人口構成など異なる点がありますが、こうした点を考慮せず御答弁させていただきます。

本市において、平成15年から自然増減数は減少の状態が続いております。また、社会増減数は、平成15年頃からほぼ毎年転出超過となっておりますが、令和元年及び令和2年は転入超過となっております。

弥富市においては、公開されている情報から見ますと、平成26年から自然増減数は減少に転じており、本市と時期は異なりますが、その後は減少し続けております。また、社会増減数は、平成29年から3年間は増加に転じており、弥富市に確認したところ、市役所東側の区画整理事業やマンション等の開発による社会増などが考えられるとのことでした。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、過去3年間の転出人口についてお答えします。

調査しましたところ、令和元年度中の転出人口は、20代798人、30代335人、令和2年度中は、20代884人、30代256人、令和3年度中は、20代818人、30代358人でした。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

人や企業をどのように誘導するかについてお答えいたします。

第2次愛西市総合計画の基本目標5「快適で便利なまちづくり」の計画的なまちづくりの推進に記載してある主な取組についてお答えします。

1つ目として、駅前広場や街路などの整備をすることで、様々な交通手段との乗換え拠点となる交通結節機能の強化と、市の玄関口としてのにぎわいの創出に向けた効率的な土地利用、2つ目として、商業、医療や福祉などの日常生活を支える施設などの都市機能の集積化、3つ目として、既成市街地において有効に活用されていない低未利用地について、住宅用地、商業用地などの都市的な土地利用への促進、こうした取組を進めていくことで、将来にわたって持続可能な都市づくりを目指しております。

ほかには、南河田工業団地にとどまらず、新たな企業誘致を進めることで市民の雇用機会の受皿をつくり、経済活動の活性化を図っていきます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、第3子について御答弁させていただきます。

第3子以降のゼロ歳から3歳未満の人数について、市が把握しております9月末現在の公務員を除く児童手当受給者の児童数からお答えいたします。

令和2年度191人、令和3年度199人、令和4年度194人でございます。

次に、第3子への保育料免除、子育て給付金増額の検討、他市の取組についてです。

第3子への保育料の軽減につきましては既に実施しており、さらなる軽減は考えておりません。

近隣市の取組状況につきましては、弥富市と津島市は本市と同様に実施しています。そのほか、あま市では、18歳未満の第3子以降の保育料について、保護者の市民税所得割額が9万7,000以上の第5階層から第8階層まで拡大して無料にしています。稲沢市では、中学校3年生以下の子供を3人以上扶養している世帯に第3子以降の保育料を無料にしています。また、中学校3年生以下の子供を2人以上扶養している市民税所得割額が7万7,101円未満の第4-2階層までの世帯については、当該子供の中で年齢が高いほうから数えて2人目以降の子供の保育料を無料にしています。

次に、子育て給付金につきましては、本市の独自事業として、新生児子育て応援給付金を出産を迎えた子育て家庭に対し新生児1人当たり10万円を支給しております。増額については考えておりません。

近隣市につきましては、弥富市で新生児1人当たり5万円の給付を実施しています。そのほかの市では実施がありません。

本市では、子育て支援として、保育料を近隣自治体の中でも低い負担額としております。また、愛西市独自事業として、新生児子育て応援給付金のほか、近隣自治体に先駆けて保育所等の副食代補助を実施するなど子育て家庭に対する負担軽減に取り組んでおります。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、大項目2点目の財政計画についての御答弁をさせていただきます。

まず、大災害発生時の費用についてでございますが、大規模災害時における一般財源確保の観点から、財政調整基金において過去に記載した類似団体の復旧費から約40億円を目標として

おります。

次に、公共施設の今後の更新の費用の想定でございますが、公共施設総合管理計画において、新規整備等を含む公共施設等の長寿命化による更新規模については、計画策定時から40年間で約1,871億1,000万円となり、年平均では約46億8,000万円が必要となると推計されております。以上でございます。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、道の駅と都市公園整備事業完了までの各年度の国庫補助を除く予算計画ということでございます。

道の駅周辺整備事業は、平成30年度の事業化調査に始まりまして令和7年度末の事業完了を予定しており、令和5年度以降につきましても順次計画に沿って事業を推進していく予定としております。

令和5年度から令和7年度までの今後における事業費といたしましては、道の駅再整備事業は、令和5年度の事業費約4億7,000万円に対して、国庫補助金を除くと約4億4,000万円、令和6年度の事業費約3億4,000万円に対しまして、国庫補助金を除くと約1億7,000万円、令和7年度の事業費約3億1,000万円については、国庫補助金の充当はございません。

都市公園整備事業は、令和5年度の事業費約4億2,000万円に対しまして、国庫補助金を除くと約3億5,000万円、令和6年度の事業費約8億7,000万円に対しまして、国庫補助金を除きますと約7億1,000万円、令和7年度の事業費約5億3,000万円に対して、国庫補助金を除くと約4億2,000万円になります。

令和5年度から令和7年度までの道の駅再整備事業と都市公園整備事業の全体では、事業費約29億4,000万円に対して、国庫補助金を除くと約24億円となり、各年度では令和5年度の事業費約8億9,000万円に対して、国庫補助金を除くと約7億9,000万円、令和6年度の事業費約12億1,000万円に対して、国庫補助金を除くと約8億8,000万円、令和7年度の事業費約8億4,000万円に対して、国庫補助金を除くと約7億3,000万円になります。以上です。

### ○3番（中村文武君）

たくさんの御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問のほうに進んでいきたいと思っております。

まず、人口減少対策についてです。

弥富市からのお話では、マンションの建設とか土地区画整備事業がうまくいったというお話がありました。

また、人口の転出につきましては、20代、30代で毎年1,100人前後の転出がここ3年間であったということが分かりました。

実際、転出した若者3名に聞きましたところ、一人暮らし用のアパートがなかったから津島に住んだ、ファミリー用のアパートでいいのがなかったので蟹江に住んだ、結婚してアパートを探して弥富に住んだという声を聞きました。

少し画面を御覧ください。

土地利用について、少しここで分析していきたいと思います。

本市は、先ほどの答弁で、市街化区域の未利用地を有効に使っていくという御答弁もありましたけれども、こちら、市街化区域の近隣市町と比較した面積の状況でございます。

愛西市が市街化区域が最も少なくなっております。なおかつ、今ある未利用地につきましても先祖代々の土地を守るためとか、子孫のために売るに売れない地権者も多くございます。

そんな中、現状の市街化区域の中での開発が難しくなっているということもございます。したがって、調整区域内、市街化区域でない、市街化調整区域内の地区計画を進めたらどうかということでお伺いしたいと思います。

都市計画法34条10号の住居系の地区計画を策定して住宅を増やせばどうかというふうを考えます。駅近接型であれば周辺1キロ、既存集落型であれば、八開、立田の駅がないところでも可能です。この地区計画に必要な手続というものはどういうものになっているのでしょうか、お伺いします。また、面積などの条件、全地権者の同意は必要かなどもお伺いします。

そして、設定後に、実際そこにある田んぼ、畑等の農地における課税はどうかについてをお伺いしたいと思います。

そして、子育て政策については、ぜひ、いろいろ対応しているとは分かっておりますけれども、お金の使い次第ですので、第3子に対する無料化までは完全に至っておりませんので、あま市、稲沢、近隣の名古屋に近いところがそういう施策を行っているのであれば、そっちへ流れかねないということもありますので、ぜひとも財政をしっかり組み立てていただいて、検討いただけないかと思えます。

各課のほう、それぞれ頑張ってくださいしておりますけれども、人口減少については、各課に任せるだけではなく、企画部のほうでやっぱり横串を刺していただいて、全庁的に目を光らせていただいて、さらなる施策をつくり上げていただければと思います。

続きまして、財政についても再質問いたします。

災害時の復旧については、40億ぐらいでした。これぐらいであれば積立ての額としては十分かと思えます。現在、財調と公共整備基金で120億程度残っていますので、残りの80億円程度は有効に使えるんじゃないかと思えます。

一方で、借金については一般会計が178億、企業会計のほうは113億程度と非常に残っております。借金が多いようにも実は見えるんですけども、一般会計のほうにつきましては、このうち臨時財政対策債というものがあまして、100%交付税措置されるものが約100億程度、合併特例債については59億程度残っております。財政課の御尽力におかれまして、かなり健全に運営されているんじゃないかなというふうに評価させていただいております。

一方、企業会計のほうは国から措置されるものはありませんので、料金収入等で返済していくこととなります。企業会計の負債は直接市に負担がかかってきます。こちらのほうは、また時間を取りまして御議論させていただきたいと思えます。

一方、これからインフレが予想されていきますので、そうなるとお金の価値は目減りしていきます。例えば、2%の物価上昇が続くと50年で価値は半減しますので、したがって有効に使

わないと損はしていくわけだと思います。

有効に使う一つが、道の駅等の事業であるかと思っています。

道の駅関連におきまして、財政に関する大きく2つ問題があるかと思っています。皆さん御承知いただいている総額が大きいということと維持管理費がかかるということの2点、御議論あると思います。

総額につきましては、合併特例債というものを活用すれば大きく市の負担は減るかなと私は考えております。

少し、画面表示いただければと思います。

合併特例債ということについて分からない方も、市民の方いらっしゃると思いますので、御説明させていただきます。

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに使える財源として借金できる地方債のことです。事業費全体の95%というほとんどの部分まで借り入れができます。借金であることに変わりはないんですけれども、毎年返済していきます元利償還金、利子と元本を足したものの7割が翌年度以降普通交付税によって返ってくる、措置されるということですね。簡単に言いますと、20億の事業であれば19億借りられるということで、そのうち13億程度を国から後々交付されていくということになります。

ただし、現在、合併後20年までとするというふうにされております。当初、合併後10年ということでありましたが、東日本大震災等いろいろ諸事情ありまして、国のほうで延期ということになりまして、現在20年、令和8年の3月31日まで愛西市は使えるということになっております。

次の画面をお願いいたします。

先ほど、道の駅等で各年度の経費を御答弁いただきましたけれども、それを表にするとこちらの表になります。

各5、6、7とありますけれども、3列目、合併特例債を活用しない場合が、純粋に市が毎年出していくお金になります。7.9億円、8.8億円、7.3億円とあります。合併特例債について、今現状は、やはり財政当局としてどれぐらい使うか予算査定中でございますので、なかなか出せないということもありまして、私のほうで、例えば9割使ったらどれぐらいの市の負担になるかということ推計させていただきました。

借金する場合、起債、借金を起こす場合ですね、仕様等詳細な規定等もありますので、あくまで御推計ということで御理解いただきたいと思います。

合併特例債を9割発行した場合、実質の負担ということで、およそ7.9億円の支出が2.1億円、令和6年8.8億円という支出が2.3億円、令和7年が7.3億円のところ1.9億円という形で、市の負担は非常に低くなっております。

市民の方に誤解を与えないように、もう少し丁寧に説明させていただきたいと思っておりますけれども、実際、支出については単年度、令和5年度で7.9億円は市のお金として出さないといけません。その後毎年返していくお金が7割国からバックされるということですので、徐々に

戻ってくるというような形で、実際これぐらいの負担になるかなというような予想、推計になります。なので、毎年どれぐらい払っているか、どれぐらい戻ってくるかということに関しては、本当に毎年財政をチェックしていかないことにはなかなか分からないということになりますので、この辺をしっかりと今後ともチェックしていきたいなというふうに思います。

こういった形で、市のほうで本当に合併特例債等の制度を使っていたいただいておりますので、総額、道の駅の投資についてはさほど御負担にならないということが少し市民の方には分かっていたのかなというふうに思っております。

一方で、都市公園等整備した後の維持管理費につきましては、こういった特例債とか、そういうものが使えないということになってきますので、実質、市の負担としては大きくなってくると思います。

そこで御質問したいと思います。

都市公園の整備後の維持管理について、昨日の答弁でもこういった形で維持管理していくというのは御答弁いただきましたので、その公園を整備した後、その後の実は維持管理費用として国から交付税措置というものがされるようになっております。これも市としては重要な財源になりますので、この辺、幾ら入っているかということもお伺いしたいと思います。

その交付税を算定するときに、基準財政需要額という言葉を使うんですけども、公園面積4ヘクタールとかなり増えますので、その際の基準財政需要額がどれぐらい増えるのかということをお伺いしたいと思います。財政当局じゃなくても大丈夫です、ごめんなさい。

それプラス、持続可能な維持管理にするに当たって、道の駅の運営会社から市に納付される金額等の上限を増やせないかということにつきましても併せてお伺いしたいと思います。

そして、公共施設の更新ということで、先ほどの答弁で年間40億円以上、全部更新すればかかるというようなお話をいただきましたけれども、その公共施設の整備計画の中で、30%床面積を削減できれば、年30億程度必要との試算も計画の中でされております。

先ほど、合併特例債のお話をしたところで、あと2年ということもございました。この合併特例債を有効に使うために、学校以外の公共施設の廃止、建て替え等の議論も進めたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。こちらの施設の統合とか再建築の議論を進めようかどうかということで御質問いたします。よろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、まず最初のほうの質問、人口減少に関する再質問をさせていただきたいと思いません。

初めに、都市計画法34条10号の地区計画を策定して住宅を増やしたらどうかということでございます。

令和3年3月に改定されました愛西市都市計画マスタープランにおきまして、市街地近郊地では、鉄道駅や主要施設と近接した生活利便性の高さを生かして、市街化の状況を踏まえ、土地地区画整理事業や地区計画制度等を活用し、将来的に市街化区域への編入を検討する土地利用の方針を示しております。愛西市のまちづくり方針である本計画に基づき、無秩序な開発の抑

制と優良農地の保全を基本としつつも、地区計画制度の活用を含めて都市計画法による計画的な整備を推進していきたいというふうに考えております。

続きまして、地区計画に必要な手続、あと面積などの要件などということで御質問をいただいております。こちらにつきましては、地区計画制度につきましては、地域住民等の意見を反映しつつ計画素案を作成し、地区レベルできめ細やかなまちづくりを進める都市計画の制度であります。

本制度は、住民説明会の開催により意見等を集約し、地域住民等との合意形成を図った上で地区計画案の作成を行い、都市計画手続に基づく縦覧、都市計画審議会、知事協議を経て都市計画決定がされます。

住居系地区計画の面積要件は、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインにより、1ヘクタール以上20ヘクタール未満のおおむね整形な区域であることが示されております。そのほかに、鉄道駅や市役所の徒歩圏内であることなど、立地基準も示されております。

なお、策定しようとする地区計画の内容につきましては、対象地域内の全ての利害関係を有する土地所有者等との合意が必要となります。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

続きまして、地区計画設定後の農地における課税について御答弁させていただきます。

地区計画設定後の農地課税につきましては、計画外の農地との税の公平性の観点から、評価等について検討していくものと考えております。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、もう一つの項目、財政計画についてというところで、再質問いただいた部分について御答弁いたします。

まず、都市公園の整備後の維持管理費について御答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

現在、愛西市花はす公園整備後の維持管理費の算出に向けて業務を進めているところでございます。愛西市花はす公園の整備後は、公園利用者の多様なニーズに柔軟に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの質の向上を図ることができる官民連携による管理運営手法を考えております。今年度実施している市場調査の結果を踏まえまして、公園利用者に対するサービスの質の向上と併せて、維持管理費の節減が可能な管理運営手法を設定し、令和6年度に予定をしております事業者選定に向けて業務を遂行していきたいというふうに考えております。

あと、持続可能に管理運営するため、道の駅から市に納付される金額の上限を増やせないかということですが、こちらにつきましては、今のところ増額のほうは考えておりません。再整備後につきましては、まだ未定ということでございます。私からは以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

続きまして、公園面積の増に伴う基準財政需要額の増についての御質問をいただきました。令和4年度ベースで算出いたしますと、約150万円となります。

次に、学校以外の公共施設の統合等の議論についてでございますが、こちらは既に施設の耐用年数、利用状況を確認して、立田庁舎や佐織庁舎のような施設機能の集約化、また農村環境改善センターや佐屋プールのように施設の取壊し、また八開コミュニティセンターと八開支所のような複合化を進めております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

そうしましたら、まず地区計画のほうから御意見ですがいろいろ言っていきたいと思います。

地区計画、いろいろハードルがあるなということは分かりましたけれども、こちら市が進めるだけではなくて、民間の方も進めることができる制度ですので、1ヘクタール分の地権者の協力とディベロッパーとの協力があれば独自にできるということですので、ぜひこの制度につきまして周知徹底をいろいろ図っていただくとともに、市としても進めていっていただくよう御検討のほうよろしく申し上げます。

働く場所につきまして、市内とか名古屋とか一般的ではございますけれども、平和町の工業団地ですとか、一宮へ働く方も見えます。そちらから見ると、八開が最寄りという形になって、いろんなところで開発が可能かと思っておりますので、ぜひ市民の皆様、地権者の皆様の何とぞ御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、都市公園について御説明します。

公園の交付税措置が150万円程度しかないということが実は驚きました。大きい公園ができるので、私としては500万円程度は措置されているものかなと思いましたが、その辺についてはちょっと勉強不足でした。御答弁ありがとうございました。

しかしながら、維持管理費はまだ決まらないということですが、近隣の祖父江緑地公園では5ヘクタールの面積で約4,500万円程度の指定管理料を払っておりますので、これぐらいか8掛けぐらいの費用がかかるんじゃないかな、3,000万ぐらいの費用がかかるんじゃないかなと思います。差し引いても、3,000万弱のお金を稼がないと持続可能な公園というふうになっていけないので、ここで私が上限の撤廃はという答弁も含めまして申し上げたいのは、公園、道の駅を一体管理をしていただいて、収益施設をなるべく多く配置していただいて、魅力的なテーマパークにさせていただいたり、例えばですけれども、ビオトープではなくて収益施設に変えるとか、佐屋高校の自習施設、研修施設として高校レストランを造るとか、隣接する神社、ありますので、その観光PRとかグッズを作成するとか、木曾三川公園と一体となってウォーキングイベントをするとか、いろんな魅力づくりができると思っておりますので、その辺につきましてもぜひ来年度に向けて検討していただきたいなというふうに思います。

そして、あと財政について、合併特例債があと2年ということで、令和8年3月31日というところまでですので、いろんな公共施設に対して使えるものは使っていただくよう、早急な議論を進めることを御要望したいなと思います。

公共施設につきましては、学校施設もございまして、私個人の意見ではございますけれども、中学校の統合はやむを得ないところがあるかと思っております。



先ほどいろいろ議論がありましたけれども、4校程度が非常にいいのではないかというふうに思いますので、その辺のところ、市民の方と折り合いをつけていただいて、早急に議論を進めていただければ、大規模校につきましては、中核になる学校につきましては、合併特例債が間に合うんじゃないかなというふうに勝手ながら、恐縮ながら考えているところでございます。

一方で、各地区の小学校は、私個人の意見ですが残すべきだなというふうに考えております。理由は、子供のためというのがありますけれども、小学校というのはまちづくりの一つかなというふうに考えております。尋常小学校のときからできた小学校もありますでしょうし、合併前の村のさらに前からそこにある学校をなくすということは、地域の元気をなくしていくということでございます。三重県でもそういう事例を多く見してきました。

一方で、大人数の学校に行きたいという方も見えますと思いますので、そこは柔軟に選択制にすればいいんじゃないかなというふうに思っております。

先般、議会でも平尾教育長のほうから、これは財政の問題ではなくて子供たちのための問題なんだという意見、思いも聞かせていただきました。本当に子供たちのために、未来のために進めていくのであれば、お金の問題じゃなくて、どこに学校行ってもいいよと、近い地区、今までは地区割り、村ごとで割っていたところを近いところに行けるように、そういう自由な選択制にすればいいんじゃないかなというふうに考えております。

義務教育は、地方自治体の非常に重要な、最重要な仕事でございます。そこにお金をかけてもいいのかなというふうに思っております。そして、万一小学校がなくなっていけば、そこに引っ越してくる人は皆無になります。そうすると、農地が荒れたり、さらに付け込むようにいろんな方が入ってきます。この地域、三重県の山間部もそうですけれども、産廃業者の狙い目にもなります。三重県の朝日町でも外国人業者が土地を買いに来て問題になっているところもございまして、隣の多度でもありました。弥富でも、たしか山積みになっているところがあったと思います。

小学校の統合につきましては、教育のみではなくて、まちづくり全体の問題だと考えております。そこには本当に難しい問題がございましてけれども、それこそがまさに政治が必要とされる場所ではあります。効率化だけではない、本当に市民のためを考えた政治をするべきかと思っております。

各地域に、それぞれの地域に人が住んでこそ、この国土が守れると、地域が守れると。私自身も本当に小さい集落出身ですので、その思いは本当に皆さんと同じかと思っております。

一方で、児童数が多い学校に通わせたい保護者もいると、これも事実でございます。現状、声を上げづらい雰囲気になっているかもしれません。その方は本当に多いところに行けるように選択制にすればいいと思っております。

特に、小学校につきましては徒歩通学もあります。遠いところへ行けばバスも出さないといけません。そういったところに必要なお金をしっかり投資して、義務教育の提供は市の重要な責務でございます。このことを最後に強くお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

3番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月12日9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時23分 散会